

## 平成27年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月3日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
小林 正 明 君	6
坂 部 敏 夫 君	12
柿 沼 英 己 君	16
襟 川 仁 志 君	21
高 橋 祐 二 君	29
○次会日程の報告	34
○散会の宣告	34
散 会 (午前 11時17分)	34
第2日 12月4日(金曜日)	
○議事日程	35
○出席議員	35
○欠席議員	36
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	36
○職務のため出席した者の職氏名	36
開 議 (午前 9時00分)	37

○開議の宣告 .....	37
○群馬東部水道企業団議会議員の選挙 .....	37
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	37
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	39
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	40
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	42
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	45
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	46
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	47
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	51
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	52
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	53
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	56
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	59
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	61
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	63
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	65
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	67
○次会日程の報告 .....	68
○散会の宣告 .....	69
散    会    （午前11時10分） .....	69

第 8 日 12月10日（木曜日）

○議事日程 .....	71
○出席議員 .....	71
○欠席議員 .....	71
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	71
○職務のため出席した者の職氏名 .....	72
開    議    （午前 9時00分） .....	73
○開議の宣告 .....	73
○議員派遣の件 .....	73
○閉会中の継続調査の申し出 .....	73
○町長挨拶 .....	73

○閉会の宣告 .....	7 4
閉    会    （午前 9時07分） .....	7 5

平成27年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月27日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成27年12月3日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	小 林	正 明	君
7 番	柿 沼	英 己	君	8 番	富 岡	芳 男	君
9 番	細 田	芳 雄	君	1 0 番	黒 澤	兵 司	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	福 田	正 司	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成27年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年12月3日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	坂本道夫君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	柿沼孝明君
経済課長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君

会 兼 計 管 理 者  
兼 会 計 課 長  
教 育 委 員 会  
事 務 局 長

加 藤 政 一 君  
高 橋 充 幸 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長  
書 記  
書 記

宗 川 正 樹  
安 西 菜 月  
大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

### ○開会の宣告

○議長（福田正司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ○諸般の報告

○議長（福田正司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、群馬東部水道企業団議会議員の選挙、続いて町長提案の協議1件、定款の変更1件、条例の制定2件、条例の廃止等2件、条例の改正4件、補正予算6件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情」及び「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」の2件が提出されておりますので、報告いたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました「議員派遣結果報告書」のとおり、2件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成27年度8月分、9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（福田正司君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

1番 野 村 議員

2番 高 橋 議員

以上、2名を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（福田正司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から10日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から10日までの8日間と決定をいたしました。

---

### ○一般質問

○議長（福田正司君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

また、今会期中の町長発言については、自席による着座での発言を許可いたします。

最初に、6番、小林議員の登壇を許可いたします。

6番、小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 6番、小林正明でございます。それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、これより一般質問に入らせていただきます。千代田町防災マニュアルの制定についてお尋ねいたします。続きまして、生活道路の防犯灯・防犯カメラ設置についてお尋ねいたします。

9月の台風18号は、東日本に記録的豪雨をもたらしました。関東・東北豪雨と命名されております。茨城常総市での鬼怒川の堤防決壊、宮城県大崎市渋井川の決壊、栃木県栃木市の浸水などの大水害は記憶に新しい出来事であります。また、千代田町においても、新谷田川の越水により浸水被害が発生いたしました。

水害災害だけでなく、地震、竜巻、突風災害などに備えた災害時の心がけ、避難時の安全対策が重要であると考えております。つきましては、以下のように質問をさせていただきます。

1つ目でございます。千代田町防災マニュアルの策定についてお尋ねいたします。地域防災計画と備えについてであります。その中で、内容としては3つございます。まず、1つ目、災害時の初動マニュアルについて、2つ目、地震時のマニュアルについて、3つ目、風水害時のマニュアル、その3つでございます。災害時の初動マニュアル、地震時のマニュアル、風水害時のマニュアル、以上でございます。

町も、年末を迎え、いろいろ大変なときかと思いますが、町民の安全を守ることで大変重要なことだと思いますので、お考えをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町では平成20年度に作成いたしました地域防災計画の改定を、来年度前半までの予定で進めているところであります。これは、当初に比べ、想定外の大災害が全国各地で発生していることから、国の法律や基準、群馬県の基準等も変わってきておりますので、それらに準ずるように改定するものであります。

この計画では、各種災害に対する予防、応急、復旧、復興等の各段階における諸施策による構成を予定しておりますので、これを基本として有事に備えていきたいと思っております。また、各災害時の行動マニュアルにつきましては、大変重要な内容であると認識しておりますので、引き続き防災知識の普及、啓発資料の作成・配布の項目を改定版に位置づけ、マニュアルを作成していきたいと考えております。特に災害時の避難行動におきましては、関係する行政機関と町民皆様との共通の理解が必要不可欠なことから、作成に当たっては、より理解しやすいものを検討するほか、作成後は「広報ちよだ」によるお知らせ、また町のハートフルカレンダーにも、簡易版ですが、引き続き掲載し、周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。災害による犠牲者を一人も出さないためには、大変細かな配慮、わずかな変化に気づいたり、自主避難のルールを地区ごとに設定するとか、いろんな条件があるかと思えます。地震あるいは風水害、そして竜巻等々、これからいつ、どういう状態で起きるかわかりません。ぜひともしっかりしたマニュアルをつくっていただきたいと思えます。

そして、先般大泉町においては、防災マニュアルの冊子を全戸配布したと聞いております。その骨子になるものは、こういったもので、全町にあらかじめアンケートの形というのですか、事前にお知らせしている中で、今回はきちんとした冊子にして、印刷物にしまして全戸に配布したと。それは当然のことですが、地震や風水害などへの日ごろの備えや有事の際の初動の大切さを周知徹底することが目的であると。ぜひとも千代田町においても、そういったものを今後早くつくっていただきたいと思えます。そしてまた、それぞれの認知方法をよく考えて早目をお願いしたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。千代田町洪水ハザードマップの見直しについてお尋ねいたします。水害時の避難発令など、河川の増水時の避難勧告や避難準備情報を住民に的確に発令する基準などのお考えについて、どのように今後考えているのかお尋ねしたいと思えます。

また、あわせて避難場所として、水害発生時にはともかくも高いところに逃げるのが大事と考えております。これらを考えますと、町内では標高の高いところ、どこだろうなと思って見ますと、新福寺、福島、天神原に続く丘陵地帯がございます。里山なども今後考慮すべきかと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現行の洪水ハザードマップは、国土交通省が作成しました浸水想定区域図をもとに平成19年度末に作成したもので、利根川の氾濫または堤防の決壊が起きた場合に想定される浸水範囲や水深及び道路冠水箇所、災害時避難所を初め気象情報の内容、情報伝達、避難時や日ごろの心がけ等を総合して表示したものであります。現在国土交通省では、利根川の氾濫による洪水災害について、浸水想定等の

見直しを進めておりますので、これに合わせて避難情報の発令基準等を含め、町のハザードマップの見直しを考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

国は昨年、市町村長が半自動的に発令する目安、国土交通省としてですね、避難勧告の基準水位をより緊急度が高い氾濫危険水位にするなどの変更をしたとあります。それに伴って、利根川に一番近い我が町においては、万が一といいますが、100年に1遍かもしれませんが、そういったことを考えたときに、早急な対応が必要かと思っておりますので、今後とも十分な準備をお願いしたいと思います。

続きまして、質問に入らせていただきます。洪水災害時における避難の訓練計画についてお尋ねいたします。ただ、千代田町においては、多少の高低差がございます。いわゆる地域環境が異なるため、訓練するにおいても地域別等の独自の訓練計画が必要だと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町は、地理的に東西に長い地域であるため、町民の皆様を1つの場所に避難させる訓練はできないと思っております。地理的条件が異なることから、町内を幾つかのブロックに分け、地区ごとに訓練を行うことが望ましいのではないかと考えます。町主体では機械的な訓練となってしまう可能性がありますので、自主防災組織などと連携した訓練ができれば、より効果的と考えますので、この件につきましては十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 回答ありがとうございます。そのように対応していただきたいと思っております。町内の地域環境が違いますので、これはまたよく検討されて、どのような避難対策が効果的なのか今後の課題であると思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きましての質問に入ります。庁舎内非常用電源の確保についてお尋ねいたします。そしてまた、災害時における備品の備蓄状況についてあわせてお尋ねいたします。

大規模災害など有事の際には、庁舎が災害対策本部として設置されることになるかと思っております。ただし、町庁舎における位置関係でありますと、浸水想定区域にありますので、常総市を見るまでもなく、浸水して機能が不完全になってしまう。何よりも災害対策本部としての機能を発揮することはできない、これはゆゆしき問題であります。言うなれば非常電源が必ずいつでも使えるような状態になっているのかお尋ねしたいと思います。そして、その有事といいますが、災害時における備品備蓄状況についてあわせてお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

役場庁舎には停電の際に作動いたします非常用自家発電機が設置されております。しかし、洪水ハザードマップによりますと、自家発電機がある場所は浸水する範囲となっており、役場庁舎も1階部分は浸水の範囲となっておりますので、災害対策本部が設置できない場合も考えられます。小型発電機は2階に装備してございますが、能力には限界がありますので、最悪役場庁舎が機能できないときは、非常用電源が機械室の屋上に配備されている町民プラザにおいて災害対策本部を設置することも考えているところであります。

備品等の備蓄状況であります。地震あるいは風水害など災害により被害想定が難しい中で、食料品関係などまだ十分とは言えないと思っております。また、備品としては、発電機の追加や水害時のゴムボートなども考える必要があるとのご意見も耳にいたします。

対策といたしましては、現在飲料水の確保につきましては、大手飲料水メーカーとの災害応援協定及び館林市と郡内5町での相互応援協定が結ばれており、また来年4月からは3市5町による群馬東部水道企業団が業務を開始いたしますので、有事の際の対応は可能と考えております。また、食料品の確保につきましては、今月に食料品販売会社と災害時の応援協定を結ぶ予定となっております。いずれにしましても、各企業の皆様のご厚意に甘えるだけでなく、町としても鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。それでは、次の質問に入らせていただきます。

スマートフォンを無償貸与し、防災や見守りに活用するお考えについてお尋ねいたします。自治体スマホ連絡協議会というものが発足しているようであります。そして、実証実験第1弾として、群馬県の下仁田町が、スマホを全戸に配布、貸与しまして、高齢者の防災、そして見守りに活用しようという動きが出てきたようであります。少しだけ口上を述べさせていただきます。

下仁田町においては、スマートフォンを全世帯に無償貸与し、高齢者の防災や見守り、健康維持に活用する事業を始める。防災行政情報を配信してアプリを読み上げたり、位置情報や映像つき情報、通話で安否確認に利用とございます。

特に防災行政無線においては、聞き取りにくい、これは地理的な問題もあります。そして、当然災害時ですから、風であったり大雨であったり、異様な外での音が、音量が大きいわけですので、騒音がありますので、なかなか防災無線からの、いわゆるスピーカーからの声が聞き取りにくい。まして夜は完全に窓を閉める状況にありますので、そういったときにはスマートフォンで一斉に連絡する、災害情報といえますか、避難情報といえますか。

下仁田町においては、来年度中に町内全世帯に拡大したいと。あわせて教育や産業振興に応用した

いという考えだそうであります。ちなみに群馬県では、みなかみ町もその中に入っているそうです。

千代田町においても、こういった自治体スマホ連絡協議会に今後加入して、そしてまたそのような対応をすることを考えているのか、また考えるべきと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

新聞によりますと、下仁田町では全世帯にスマートフォンを無償貸与し、高齢者の防災や見守り、健康維持に活用する事業を開始するというものであります。防災情報の提供や高齢者や子供の見守りという事業内容を考えますと、大変魅力的な事業ではありますが、端末が1台2万円、月々の通信費が1,000円というものであります。本町の世帯数で換算しますと、初期導入の費用が1億円前後となりますので、予算規模等から考えますと、本町にとっては大変厳しい事業と考えております。今後、下仁田町の取り組みの結果を参考に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。まさしく元手がかかる、原資がかかるということで大変な事業になるかと思いますが、住民の安全性、最終的には住民目線の行政の最大の仕事と私は思いますので、今すぐやってくださいとは申し上げませんが、下仁田町だけではないですが、そういった動きをする自治体をよく見きわめながら、千代田町の住民の安全を守ることが第一かと思っておりますので、ぜひともご検討を継続していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。生活道路、これは通学、通勤、通院等の日常生活をするのに利用する道路であります。生活道路の防犯灯・防犯カメラ設置についてお尋ねいたします。

小学生の徒歩通学、中高校生の自転車通学、年配者の通勤、そして通院などの生活道路としての安全性確保や防犯対策が必要であります。また、あわせた交通事故対策にもつなげる必要があるかと思っております。これらにより犯罪防止、そして申し上げました自転車事故等の減少を図るなどの交通弱者への配慮が重要であるかと思っております。つきましては、防犯灯、そして防犯カメラ設置の基準等についてどのように考えているのかお尋ね申し上げます。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

防犯灯は、主に地元区長からの設置要望を受けて設置しております。電柱のない場所につきましては、柱を設置し、新たに配線することになるために割高となりますが、地域のご要望もありますので、予算を調整し設置をしていく考えであります。

また、防犯カメラにつきましては、町内の公共施設を中心に設置しており、今年度は役場庁舎に設置し、公共施設の設置はおおむね完了する予定となっております。防犯カメラは、犯罪捜査や犯罪抑

止などに有効な手段の一つであることは誰もがご存じのとおりでありますので、今後につきましてはプライバシーの問題等も考慮しながら、街中や通学路など順次設置範囲を広げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） おっしゃるとおりであります。公共施設はもちろんのこと、大事なことであります。ただ、私が今回申し上げたいのは、先ほどから申し上げた生活道路、いわゆる交通弱者の人たちが利用する通路であります。

そういったところで具体的な話を少しさせていただきますと、私は13行政区、新福寺であります。そして、そこで朝夕の状況の話をしさせていただきますと、朝の早い時間には、当然小学生たちが学校に向かっての通学道路。そして、高校生たちの大泉、太田方面の高校あるいは大学等に通学するための子供たちが、寒い中、今は寒いわけですが、北風、西風に向かって走って行くわけでございます。そして、少し時間を置きますと、今度は高齢な方が、車に乗れない方が、人によっては通勤ですね、そして通院等で利用しております。

ところが、まだ朝の時間はよろしいのですが、夕方になりますと本当に真っ暗な状態でありまして、県道の足利千代田線を自転車でするには非常に危険であります。すなわち新谷田川の管理道路を利用するという形であります。そういった中で、日没以降は本当に暗くなってしまうのです。もちろん部分的に照明があるところもあるのですが。そして、何よりも昨今は、一番恐ろしいのは異常な犯罪と申しますか、たくさんあちこちで毎日のようにそういう被害状況のニュースを聞くわけであります。本当にポイント、ポイントで結構なのですが、ぜひとも防犯灯に防犯カメラを設置してほしいと切に思っている次第であります。今後もっと重点的にやるべきところは何かということで、費用等の問題もありますが、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

つきましては、繰り返すようで恐縮ですが、新谷田川管理道路周辺の設置の考えについてあるのか、改めて再度お尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

防犯灯につきましては、地元区長からの要望がございました新谷田川管理道路沿いを予定しております。ここは電柱がない場所があるため、まとまった予算が必要となります。そこで、新年度予算として計上する予定であります。また、防犯カメラの設置につきましては、具体的な設置場所は未定であります。今後予算の都合もありますので、設置効果の面や数量等を含め、町全域を対象に計画的な設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 丁寧なご回答をありがとうございます。

今回私が申し上げたのは、住民の安全性、住んでよかった千代田町にするために、よりするためには、まずは安全な暮らしを守ることが大前提であります。今後ともそういった自然災害あるいは人的災害、交通事故等も含めまして、そういった災害防止に、安全なまちづくりをするために、当局の行政としての仕事をしっかりまたやっていただきたいと思いますと同時に、我々議員もあわせて知恵も出しますので、行政も議会も協働して新しい千代田町の安全を考えていきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（福田正司君） 以上で、6番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、坂部議員の登壇を許可いたします。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号3番、坂部敏夫です。通告に基づきまして質問をさせていただきます。2つございまして、まず最初は、1番、水道のアスベスト石綿セメント管の交換工事について質問します。

本件に関する質問は過去にもありました。しかし、水道は、そのものずばり生命の根源となっているものですので、改めて質問をさせていただく次第でございます。質問に関する群馬県の見解は、水道水に含まれているアスベストの量は微量であり、健康への影響は認められないとホームページに書いてあります。これは、水道管が固形化された石綿で構成されているため、水道水中のアスベストの存在量が健康への影響がある量ではないということだと思われまます。しかしながら、兵庫県尼崎市に工場があるクボタの発表によりますと、石綿セメント製品の製造に従事していた職員や周辺の住民の健康被害が報告されています。これは、呼吸器からの吸入摂取によるものと思われまますが、アスベストが健康を損なう素材であることは論を俟ちません。

以上により、対策の予定について質問をさせていただきます。

1つ、交換すべき箇所と数量（メートル）、これは執行部で把握されていますか。

町内のどこを、いつまでに交換される予定ですか。

3つ目になります。給水する水質検査にアスベストを検出する項目は設定されていますか。これは、既に送水所から給水されたものは、水道管を通過して各家庭に給水されるわけですがけれども、ここで質問する意味は、各家庭へお邪魔をして、抜き取りでテストピースを採取して、その内容に、その水道水に懸案の問題となるアスベストが含まれていないかどうか詳細の検査を抜き取りでする必要があるかと思うのです。そういう感覚を持っていらっしゃるかどうかだけをお伺いしたいと思います。

新年度の予算策定をする時期となりました。そういうわけですので、もしそういう抜き取り検査だとか、その費用について見ていないということであれば、ぜひ家庭への訪問、テストピースをもらっ

て、それを所定の精密な詳細な検査をしていただいて、町民の安全、衛生の確保、これに当たっていただきたいと思います。水道のアスベスト石綿セメント管対策の重点的予算設定は留意されていますか。

とにかくもう我々は勝負ありです、70過ぎていますから。それよりも、潜伏期間が20年ぐらいあるというこの石綿被害、アスベスト被害については、孫や子供たちのためにも早急な対策が必要です。当局の決意のほどをお伺いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

初めに、交換すべき箇所、数量（メートル）の把握でございますが、平成26年度末で1万773メートル残っております。現在平成27年度事業として約680メートルを施工中でありますので、今年度末には約1万93メートルとなる予定であります。

次に、どこを、いつまでに交換するかであります。ご存じのように、来年平成28年4月から水道事業は広域化され、構成8市町による群馬東部水道企業団としての統合運営となります。それに伴う国からの交付金を受け、平成27年度より老朽管の布設替えも対象となる事業を行っております。

事業内容といたしましては、老朽管、石綿管ですね、の布設替えは、平成36年までの10年計画で、千代田町分については、総額約9億7,000万円の事業費について交付金を受けながら町内全箇所を完了する予定となっております。これは広域化基本計画に基づくものとなります。場所につきましては、口径の大きなメイン管を中心に、漏水多発箇所を優先し、町全体を公平に進めていく計画となっております。

次に、水質検査にアスベストを検出する項目は設定されているかですが、水道管に使用されている石綿管につきましては、固形化された管で、水道水への影響は呼吸器からの吸入に比べごく微小であり、水道水中のアスベストの残存量は問題となるレベルにないことが報告されております。厚生労働省健康局水道課より平成17年7月13日付で考え方が示されており、「石綿セメント管を通過した水道水のアスベストの残存量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定は行わないとした」とあります。

また、WHO世界保健機構でございますが、これが策定、公表している飲料水水質ガイドライン、2004年度第3版でございますが、これにおきましても、健康影響の観点からガイドラインの値を定める必要がないとしており、安全性に問題はないと結論づけております。

以上により、厚生労働省が定める水質検査51項目の中に設定はなされておきませんが、漏水への影響も多いことから、広域の基本計画に基づき、計画的な更新を進めてまいりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。これは一般論の回答でありまして、社会的にないと思う、ないはずだというようなお答えでございますが、これはある、ないということにつきましては、私の考え方ですと、数値で管理されるべきだと思うのです。ある、ないではなくて、どのくらいあるか、あるいはゼロであるのか。そういうことで、よそでは一般論で論議されたとしても、我が町の水道の給水管、その材料の質にもよります。それと、施工方法にもよると思うのです。それと、老朽化していて大分管が揺すられている。そこで破損状態でいて、地中の中でアスベストが混入されたまま給水されている可能性もあるわけです。

ですから、今ここで詳細な答弁、これについては望みませんが、新年度におきましては、広域化された水道事業といえども、ぜひテストピースを採取して、それを一度はきちんとした数値でもって町民に安全を提出できるように、これからの努力をお願いしたいと思います。これは要望でございます。そういうことが管理だと思います。

以上、1問目の質問については終わります。

続いて、2問目の農政の長期対策について質問を続けさせていただきます。目下の課題として、世は25年問題に頭を抱えています。あと15年経過すると西暦2025年であります。団塊の方たちが75歳になります。当職は76歳になります。医療費や介護がパンクすることを危惧する論説が飛び回っておりますが、今回は我が町の農業対策について伺います。

2014年に法制化された農地バンク、すなわち農地の集積について、千代田町はどのように展開する計画ですか。それについて、地権者の意識調査、先祖伝来の土地をどのようにしてほしいのか、個々の意見集約、座談会、懇談会、その他についてアンケートなどで意見集約はされていますか。

2つ目、農地集積はどのような組織で進める予定ですか。例えば経済課が、執行部がやる。JAがやる。第三セクターを立ち上げてやる。そういう組織について伺います。

TPP対策として、米麦が非常にこれから生産単価が下がってきます。そういう意味で、抜本的な圃場整備、これは不可欠と考えますけれども、政策はどのようになっていますか。

大農場で大きなトラクターが時速50キロ、60キロ、それで飛んで回る。大きな区画での効率的な営農というのは緊急課題だと思います。それで、千代田町としての取り組み方、考え方について、年代を入れて、いつぐらいまでに、どんなふうにやっていきますということは公表いただけますか。

それで、最後なのですが、高価な農業機械です。トラクターを1台買っても500万、600万というような話を伺っています。この買い替えの時期に来ている農家の悲鳴が多く寄せられていますので、ぜひそういう判断材料として、今質問申し上げたことについてご回答いただければありがたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（福田正司君） 野村経済課長。

○経済課長（野村真澄君） ご質問にお答えいたします。

今後の農業振興を考えると、集積化に向けた取り組みというのは避けて通ることはできません。農家の皆さんが今後どのように農業に取り組むかを把握する必要があるがございますので、本年度の一体化台帳の確認の際に、あわせて意向調査を予定しております。

集積化の組織につきましては、農地の集積化を進めるために、農家だけではなく、その地区に住む人、農地のみを所有している人も加わり、地区単位での話し合いを進めていくことが望ましいと考えております。これにつきましては、農地中間管理事業を念頭に、農業委員や農協などの農業関係機関と、地区を代表する農家と住民の方にも加わっていただけるような場を設けていきたいと考えております。

T P P 対策としての圃場整備につきましては、千代田町の30アール以上の大区画化の整備率は約60%でございます。当面10アール区画の圃場がございますので、この地区を中心に、畦畔除去による手法で大区画化に取り組む計画で進めていきたいと考えております。この取り組みにつきましては、千代田町での今後の面的農業政策についてでございますけれども、本年度行う2.4ヘクタールの畦畔除去工事をベースといたしまして、事業効果、進め方を検討し、来年度から担い手への効率的な集約ができるように進めたいと考えております。また、農道や水路の整備につきましては、幅員の狭い路線や素掘りの水路を中心に、順次整備を進めていく計画でございます。

最後に、農業機械等高価なものが買い替えの時期に来ているということでございますけれども、農業機械の導入に際しましては、リース事業や近代化資金による利子補給により現在支援をしております。T P P の影響も考慮した上で、各個人が農業経営者としての判断が迫られる時期になってまいりました。認定農業者になり規模拡大、もしくは野菜などの複合経営に進むのか、自分でできる部分を残し作業委託をするのか、更には農地中間管理事業を利用し、貸し付けによるいわゆるリタイアなどが考えられる中で、町としては個人ごとに適した選択というものができるように支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。今、後継者がいない、あるいはこれから農機具、農業機械を買い替える、そういうことで悩んでいる人への大きな参考資料になると思います。ありがとうございました。

次に、2番目の質問です。農産物の付加価値を高めるため、地球の温暖化を先取りした事業転換、米麦から果樹や野菜への事業転換を早急に進めるべきと考えます。これに関する研究や助成方法はどのように計画されていますか、お伺いします。

○議長（福田正司君） 野村経済課長。

○経済課長（野村真澄君） 前回の一般質問でもお答えいたしましたが、現在ではブランド化された

白菜の「邑美人」やゴーヤが定着をしてきております。野菜生産を取り入れた複合経営の農業への転換を推進していくために、県の指導機関などの協力を得ながら、この地域に適合する農作物を研究してまいります。また、複合経営を加速させるため、野菜等生産推進事業といたしまして、出荷野菜を生産する農家への補助を現在検討中でございます。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。我が町は、植木の町として営々とその努力をされているわけですが、福島あるいは大日地区を中心にして、豊富な経験と確かな実績を持っている植木屋さんが多いわけです。そういう方たちの意見を借りて果樹を栽培する、そういう方向もぜひ進めていただきたいと思います。

以上、要望を最後にして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、3番、坂部議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問したいと思います。

地方創生ということのくくりで質問したいと思います。行政においても今年度中の策定が求められているわけですが、千代田町においても大詰めを迎えていると思います。石破大臣も言われていますが、地方議会においても、地方創生の策定段階あるいは推進段階においても大いに議論してくださいというようなお話がありますので、そういった中で質問したいと思います。

まず、1番目です。定住者への経済支援についてということですが、これはもう既に全国各地で、実際定住支援ということで過疎地を中心に既に取り組んでいることでもあります。先日議会全体研修でも、石川県のかほく市ですか、定住促進施策ということで、定住人口を増加させるプロジェクトということで、平成22年度にかほく市若者マイホーム取得奨励金制度の創設ということでお話を聞いてきました。そういった中で、奨励金交付451件、交付金が2億3,900万、定住者が1,537人増えた。転入者が4割の617人というような大変すばらしい実績を聞いてきたわけです。

そんな中で、千代田町の人口問題ということを考えてみますと、全国的な流れの中で、やっぱり若年層が東京圏に流出している。その中で、若者が減る中でやっぱり低出生率、人口流出ということで、若者を中心に人口減少が進んでいる。その中で、やはり高齢化と少子高齢化と、全国的な流れです。

群馬県のリーサスというのですか、総務省が出している人口流出の是正が必要を縦軸、出生率の向上が必要を横軸にしますと、千代田町は邑楽郡と同様、どちらかというと出生率向上が必要だということですが、長期的にはやっぱり人口流出、こういうのも真剣に両方考えていく必要があるの

ではないかというように思います。

千代田町の素案によりますと、町内への転入促進を図っているということですが、町内からのやはり転出抑制、こういったことが必要ではないかなというふうに思います。かほく市の例を見ますと、転入者が限度額80万、かほく市内の在住者についても約30万ということで、やはり転入促進というのも当然必要です。しかしながら、町内からの転出抑制というのも絶対必要なのです。そういった意味で、制度設計の不足があるのではないかなというような問題点があると思います。そういった意味で、40歳以下の若年層の歯どめを掛けるということで、千代田町は40歳ということなのですが、かほく市は45歳と。

そういった中で、1点目の質問ですが、千代田町が行う移住者住宅取得費等補助金交付事業についてお伺いいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

地方創生につきましては、各地方公共団体みずからが、客観的な分析に基づいて、その課題を把握し、地域ごとの対応策を示すものでありますことから、自主性や主体性が発揮できるような地域事情に即した内容にすることが最も重要であると言われております。これらを基本として現在、各団体それぞれ総合戦略を策定しているところであります。本町におきましても、これらを基本に総合戦略の策定を進めていることは、これまで幾度かの機会でご説明させていただいたとおりであります。

ご質問の件につきましては、本町には住宅団地や区画整理保留地の未分譲区画があることなど、定住や移住促進のための好条件がそろっていることから、戦略の1つとして取り上げたものであります。多くの若い世代の人たちに本町に移り住んでいただきたい、またその希望を支援したいというものでございますが、町の予算等そこには一定の制限があることも現実であります。そのため対象者及び金額等につきましては、専門部会で協議を重ねたものであり、本町としては妥当ではないかと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 今後実績等を鑑みながら、また実績を見ながら、また再評価して検討していただければというふうに考えております。

2番目として、新婚世帯家賃応援補助事業、これは当然新婚さんですか、ということで、そういった世帯が町外へ流出、あるいはそういった新婚世帯を町外から呼び込もうということだと思っております、そういった政策効果というのを再度確認したいと思っております。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町では国道や鉄道といった生活インフラはございませんので、住んだ経験のない方にとって非常

にマイナスイメージが先行してしまう地域ではなかろうかと感じております。そこで、本町は、新婚世帯にとって住みやすく、子育て支援等各支援策が充実している町であることを町内外に広くアピールすることが重要であります。特に新婚世帯にとっては、生活拠点の門出として、民間賃貸アパートに移住する方が圧倒的に多いことを考慮して、まず町外から本町に転入して一定期間生活をしていただき、そうした中で地域のすばらしさや住みやすさを実感していただくことが何よりも重要であると考えております。こうしたことから、新婚世帯家賃応援補助事業を定住・移住促進策の一つとして総合戦略に盛り込んだものでありますが、これにより新たな新婚世帯を町外から呼び込むことで人口増につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 次の質問に行きます。

3世代同居等支援補助金交付事業ということですが、日本社会は伝統的に3世代同居してきました。しかしながら、核家族化の進展により、やはり核家族化の弊害ですか、高齢者の介護あるいは子育て等の問題等、3世代ならでは助け合いということで非常に見直しされているわけですが、そういったことでそういった交付事業をやるということですが、改めてその政策効果について伺います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

我が国の少子高齢化社会の進展は、同時に核家族化という社会現象を生じさせてまいりました。高齢者との触れ合い方のわからない子供たちも多いと聞いております。そこで、新たに親と子と孫といった3世代が同居するために、住宅の新築や購入、また増改築等を行った場合に要する費用の一部を補助する3世代同居等支援補助金交付事業を総合戦略に盛り込んだものであります。世代間で支え合いながら楽しく生活し、家族のきずなの形成を推進するとともに、高齢者の孤独防止や子育て支援等の家族連携を推進することによって、本町の定住人口の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） それでは、2問目の質問をしたいと思います。先ほどの坂部議員の質問と多少はダブると思うのですが、地方創生の総合戦略、その中の農業振興ということで、どのような施策を計画しているかということについて質問したいと思います。

我が国は、農業人口の減少あるいは農業生産現場、これの弱体化ということで非常に問題があるわけですが、そういった中で前回ですか、私が質問して、6次産業化ということで質問しました。そういった中で、議会だよりに掲載していただいたわけですが、そういった中で農協婦人部のまんじゅう作りというようなことで写真を撮っていただきました。そういったことで、国のほうも、6次産業化によって全体では約10兆円を目指しているという、そんな感じで、日本も国を挙げて6次産業化につい

て取り組んでいくということでもあります。そういった中で、いかに稼ぐ力を向上させるか、あるいは成長産業化して、若者や女性にも魅力ある基幹産業になっていくかということが大切ではないかなというふうに思います。

とにかく日本の農産物というのは、高品質、安全、安心、これが実際問題であります。イギリスの牛乳とか非常にまずいです。日本の牛乳は非常においしい。そういったことで、やはり海外と比較することによって日本の農産物の価値というものを非常に実感するわけなのですが、そういった中で6次産業化、これは非常に難しいと思うのです。農家の人がいきなり物をつくるというのも、また加工食品をつくるというのもまた大変なことでもあります。そういった中で、JAあるいは商工会をいかに参画していくか、農、商、工連携というのですけれども、どのような考えでやっていくのか、地方創生の新規事業として取り組んでいただけるということですので、そういう意味でどのような推進を図るのかお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

6次産業化法が平成23年3月に施行され、農村等の地域資源を有効活用するアイデアを産学官連携で支援を進めていく体制が整ってきております。これまで国などでも農業者支援策は、企業やある一定規模以上の団体へのサポートがほとんどでしたが、今回の6次産業化の事業計画については、やる気とアイデア次第で、たった一人の農業者でも挑戦が可能とされております。

そこで、本町といたしましても、地域特性を活かしながら創意工夫に取り組む農業者に対して、単に農産物を市場流通に委ねるだけでなく、直接販売を行うと同時に、農産物加工、更に流通も手がけるなど、6次産業化のメリットを高めながら所得向上も十分可能であると考えております。このようなことから、群馬6次産業化サポートセンターを活用しながら、地元産の農産物を取り入れた商品開発、マーケティングプランなど専門家の支援を受けるとともに、地元の商工会や農業協同組合などの関連団体と連携を図っていくことで、地元の6次産業化の推進を図り、ひいては雇用創出につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） ぜひブランド品といいますか、特産品ができることを祈っております。

次に、人材バンク登録事業ということですが、やはり日本の農業人口というものが、平均年齢が65歳とか、非常に高齢化しております。そういった中で、やはり農業労働力不足問題というのも問題になっておりますので、そういった新規事業ができたということですが、これについての政策効果をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

人材バンク登録として、Uターン者やIターン者など、本町などに就職を希望する方の情報をデータベース化して登録し、ハローワークや求人募集する近隣企業への情報提供やあっせんなどを行い、転職を含めた雇用の確保を推進してまいりたいと考えております。また、本町では農業従事者の高齢化や就農人口の減少などが顕著であることから、特に農繁期の作業要員及び作業代替要員が必要とされております。こうしたことから、町独自の農業ヘルパー登録制度を創設し、農作業の季節性に対応した補助労働力不足を補うとともに、本町を中心とした町内外の方に雇用機会や農業に触れる機会をつくり出し、農家の経営改善と人との交流促進を行っていきます。また、こうした活動を展開していくことで本町の農業基盤の強化を図ることが可能となり、更にヘルパー登録者から新たな就農者が生まれ、移住・定住の促進といった好循環サイクルにも結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 生産力を確保するためには、やはり労働力が必要であり、農業の特性によって、農繁期と農閑期ということで、農繁期の就農ということで季節的な労働になってしまうということですが、やはり人材バンクということでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業法人化支援について質問したいと思います。やはりどうしても日本の農業の水田規模というのが、非常に工作面積が小さいということで、そういった経営規模の拡大あるいは農地の集約化、そういった意味で規模拡大、こういったことが必要になると思います。それに合わせて農業の法人化あるいは雇用を創出する受け入れ組織、そういった法人化が必要かと思います。そういった中で、先ほど質問も出ましたけれども、経営規模の拡大に農業等の機械の導入というのが必要になってくると思いますが、どのような農業法人化支援事業になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

法人経営として農業を行う農業法人は、平成26年時点で1戸1法人を除いて全国約1万5,300社に上り、地域農業の担い手として、また雇用による新規就農者の受け皿として重要な役割を果たしております。農業経営の法人化については、さまざまなメリットが掲げられております。特に地域農業に関する利点としては、農業法人が地域雇用の受け皿となることで、農業法人に就職する新規就農者の初期負担はなく、経営能力や農業技術を習得することが可能となります。こうしたことから、本町では、特に法人化を目指す経営体に対して、規模拡大に必要不可欠な農業用機械の導入に要する経費に対しまして支援をまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 最後に、就農支援ということで、これだけ大規模経営ということになると、やはり卓越した農業経営手腕というのが必要になってくると思っています。そういった中で、就農支援と

いうことで、いかに有能な担い手を育成していくということが重要になろうかと思いますが、これについて就農支援事業の政策メリット等をお知らせいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

我が国の農業は、農林水産省統計部のデータによりますと、平成26年の基幹的農業従事者の平均年齢が66.8歳と高齢化が進展しており、持続可能な力強い農業を実現するには青年新規就農者の定着が必要不可欠となっております。

そこで、本町では、新たな雇用の創出として、特に45歳未満の青年を対象に、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規農業者に対して、農業を始めてから経営が安定するまでの間の生活資金や経営規模の拡大を図るために必要な農業用機械等の導入などに対して総合的に支援してまいりたいと考えております。

支援には大きく分けて3つの策を掲げております。まず、1点目としまして、就農準備への支援であります。2点目は経営開始への支援で、3点目は機械購入への支援であります。内容は、割愛いたしますが、このように青年層の就農希望者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の本町における地域農業のリーダーとなる人材を積極的に育成してまいりたいと考えております。

最後に、今回の質問全般を通しての補足説明となりますが、町総合戦略の各事業の推進につきましては、千代田町まち・ひと・しごと創生本部有識者会議の委員や議員の皆様の参画をいただきながら、毎年PDCAサイクルに基づきまして評価・検証を行い、施策の見直し等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 我々議員も、しっかりと今後も進捗状況についてPDCAサイクルを回していきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福田正司君） 以上で、7番、柿沼議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時08分）

---

再 開 （午前10時20分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

---

○議長（福田正司君） 続いて、4番、襟川議員の登壇を許可いたします。

4番、襟川議員。

[4番(襟川仁志君)登壇]

○4番(襟川仁志君) 4番、襟川でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1問目ですが、チャレンジ手帳ということで、教育委員会の事業でありますチャレンジ手帳について質問させていただきます。今年度2年目の事業になるかというふうに思いますけれども、社会教育委員会さんの提案によって取り組んでいる「チャレンジ手帳・ちよだっ子」でございます。小学生を対象に、子供たちがスポーツや文化活動、体験学習、ボランティア活動、地域交流などで体験したことをチャレンジ手帳に記入し、それを家庭、地域、学校で確認するということで、子供の成長を見守り、生きる力を育む事業だというふうに聞いております。千代田町独自の取り組みということではありますが、私も含め、周知されていないところが多いかなというふうに思いますので、まず概要並びに取り組みについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長(福田正司君) 中山教育長。

[教育長(中山隆二君)登壇]

○教育長(中山隆二君) ご質問にお答えいたします。

チャレンジ手帳につきましては、社会教育委員長を中心に社会教育委員会から提案され、平成26年度より事業として始めたものであります。子供たちが、外で遊ぶことよりもゲームに夢中になったり、子供同士のつながり、大人とのつながり、地域の人とのつながりが希薄化するなど、最近の状況を憂慮したとき、社会全体を考え、社会教育の立場からチャレンジ手帳が登場したと思っております。子供たちが、学校生活では体験することのできないことを補充し、活性化させるための学びの手帳としまして、また家庭、学校、地域をつなぎ、家庭、学校、地域が子供を育てるというコンセプトのもとに協議を重ね、スタートしたものであります。

子供たちがさまざまな体験をしたときに、チャレンジ手帳に記録し、親を含めた大人たちが、子供の体験を認めて、励ましながら成長を見守るというものであります。対象者は、小学生全児童としまして、ネーミングも最終的には「チャレンジ手帳」となり、子供たちのことを「ちよだっ子」と表現し、いろいろなことにチャレンジしてみましようという手帳を配り、呼びかけております。何か事業や講座に参加すると、手帳の欄に判こやスタンプが押され、参加したことが記録されることとなります。

対象となるチャレンジ項目は、平成26年度は、1、スポーツ、2、文化活動、3、体験学習、4、ボランティア・環境エコの4項目でしたが、平成27年度からは、5、家庭生活を追加し、家庭でのお手伝いも対象としております。

学校においても学期ごとに担任の先生に見てもらい、子供たちの学校以外での活動状況を知る手帳となっております。1年間の最後には、子供たち本人が1年を振り返りコメントを記入し、次に保護者、担任の先生、社会教育委員とコメントを記入し、子供たちに返しますので、1年間のチャレンジのあかしとなります。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 子供たちの地域の行事への積極的な参加を促すということで、また地域のかかわりの中でコミュニケーション能力や問題解決力を伸ばすということにつながっているかなというふうに思います。大変すばらしい取り組みだというふうに思います。

2年目の事業、取り組みということですがけれども、いろいろとよい点や課題が出てきたというふうに思います。保護者や学校、団体の方の協力がなければできない事業でございます。いわゆるPDCAサイクルのCであります評価や課題を見つけ出し、事業をより良い方向に継続していくことが必要だというふうに思いますので、現段階でのこの事業の評価をどのようにされているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

チャレンジ手帳を始めて2年目になりますが、1年目を振り返り評価いたしますと、子供たちが手帳を持つことにより、意欲的に体験学習に参加したり、1年を振り返るコメントを書くことにより自分を振り返り、親もスタンプ欄や子供のコメントを見て、子供の1年間と親のかかわりを振り返ることができたのが大きな成果であったと思います。更に、先生のコメントや社会教育委員のコメントが加わり、子供たちもチャレンジを認められた気持ちになったことと思います。

課題としましては、準備不足と周知不足と思います。準備不足といいますが、チャレンジ手帳に決まった形があるわけではありませんし、参考となる事例もわかりませんし、手帳をつくる側も手探りしながらでしたので、受け取った子供たちも、保護者も、この手帳が何になるのだろうと疑問に思いながら手帳を使い始めたことと思います。

平成26年度では、チャレンジ手帳の利用状況は60%ほどにとどまっており、保護者の欄が空欄の場合もございました。また、地域の人全体にまだまだ周知されておりませんので、より多くの方に周知し、地域で子供たちの成長を見守れるようにしていきたいと考えております。

手帳そのものも、持ち運びしやすいように、縦15センチ、横10センチ程度の14ページほどの手帳形式にしましたが、逆に紛失しやすい面もあり、2年目の今年度は、手帳の左上のほうに穴をあけ、ぶら下げやすいような工夫も行っております。

言葉だけではと思ひまして、一応実物を持参しました。このサイズでございます。それから、先ほどのご質問にお答えしましたように、中が各スポーツとか文化活動、そしてそこに記録する欄がございまして、最後が自分の振り返りを書く欄、そしてその後おうちの方のコメント、先生のコメント、社会教育委員のコメントというような、こんな形で今進めております。

今後1年、1年チャレンジ手帳を評価し、課題の解決に努め、家庭、学校、地域をつなげられる

ような有効な活動を図ってまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 家庭と学校と地域ということで連携して進めていっているわけですが、周知をしていかないといろんな方にわかってもらえないわけですので、そういった面と、また60%の利用率ということでありますので、そういったものを克服しながら、これから全員で参加できるようにしていただきたいというふうに思いますが、千代田町だけではなく、ほかの町、市にも拡大していけるのかなというふうな、そういったいい事業だというふうに思います。今後このチャレンジ手帳をどのように展開されていくのかというのをぜひお聞きしたいというふうに思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

群馬県におきましても、ぐんま県民カレッジとしてさまざまな講座が開かれ、講座を受講すると講座手帳に単位認定スタンプが押されるといった取り組みを行っており、全国的にも大人に向けた同じようなものがありますが、子供向けというのは聞き覚えがありません。子供向けのチャレンジ手帳そのものが新たなチャレンジとして捉えております。初めての試みですので、手探り状態の中から社会教育委員会の中で協議を重ね、準備不足や課題もまだまだありますが、始めることがチャレンジであり、反響や反省を踏まえながらより良いものに発展させ、チャレンジ手帳を活用することにより、保護者や学校、地域と一緒に子供たちの新たな成長を見守っていきたいと思います。

また、町内だけでなく、より多くの人に周知を図るため、「広報ちよだ」を初め新聞に掲載したり、あるいは群馬県民を対象とした県生涯学習センターでの事例発表や東毛地区社会教育研究大会での事例発表など、社会教育委員長がみずから発表を行い、情報を発信しております。そこから、より幅広い意見・情報を収集し、チャレンジ手帳が成長、発展していくことになると考えております。

先週でしたが、社会教育委員会が開催されまして、その中でチャレンジ手帳についても、子供も大人も体験学習が大事であり、開催されるさまざまな事業にチャレンジ手帳をアイテムとして明確化し、人間教育の中心、核として、うまく活用されていくことを推進していくと確認しております。

チャレンジ手帳を活用することにより、1年、1年の子供たちのチャレンジを保護者や学校、地域の人たちが認め、励まし、地域とのつながり、子供と大人の間で子供たちのみずから学ぶ意欲を高めていくことができると、このように考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 千代田町教育行政方針の基本理念の中に、生きる力を育む、「生涯にわたって学習できる社会を構築するために、学校・家庭・地域社会の連携をより一層図るとともに、社会の

変化に主体的に対応できる力を育む教育を推進します」というふうにあります。これが成功すれば、本当に模範になる教育かなというふうに思います。

これからの取り組みとして、例えば学校が出している通知票にこのチャレンジ手帳を、どのように子供たちが参画しているのか、利用しているのかという評価もぜひ載せていくことも、一つとしては必要なかなというふうに思いますし、これから社会に出るときに、面接などで聞かれることは、どういったボランティアをしたのですかというのをよく聞かれますので、そういった社会にすぐに順応できる、そういった教育も必要だというふうに思います。

いろいろな、これがまず成功しなければならないのですけれども、通知表に入れるとか、そういった考えがあるのかどうかちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

今お話ししましたような体験等を通知表に表記していくかということかと思えます。以前は、ボランティア、奉仕活動が大変社会活動として大事であるというようなことで、学校教育に組み込んでいこうというような動きがありました。ただ、今現在では、昨年から、どうしていこうかと、今そのような検討をしているところでございますが、先ほどお話ししましたように、先生方もコメントを記載して子供たちに伝えているということで、子供たちにはしっかりと受けとめられているのかと、そのように思っておりますので、これからの検討となります。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） いろんな場面で子供たちをぜひ褒めてあげていただきたいと、評価していただきたいというふうに思います。これが東毛地域で定着すれば、また高校に進学するときの一つの評価としてできることもあるだろうし、そういったことも今後期待していきたいというふうに思います。生きる力を育む事業を、学校、家庭、地域で一体となって今後も進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目の質問ですが、文化財等の保護についてということでお聞きしたいというふうに思います。文化財は、本町の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今の私たちに守り継がれております。貴重な財産でございます。また、千代田町の歴史、伝統、文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、千代田町の文化の発展の礎をなすものでございます。このような貴重な町の財産である文化財を適切に保存、活用し、次代に継承していくことは、現代に生きる私たちの町民一人一人の責務であるというふうに考えます。

そこで、文化財の保護や千代田町の著名人の作品などの保管、保全についてどのように取り組んでいるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

本町におきましては、文化財保護法の規定に基づき文化財保護条例を定めており、文化財の保護及び活用ということから、町内に存在する文化財につきまして、法及び県条例で制定されているものを除いて、重要なものを千代田町指定重要文化財等に指定しております。指定された以外の文化財につきましても、重要なものは町指定外の文化財として、周知のために案内板等を設置しております。また、文化財の保護及び活用という目的を達成するために、文化財保護調査委員を現在4名委嘱し、文化財の調査研究等にご尽力をいただいております。国、県登録の文化財につきましては、県文化財保護指導委員によりまして定期的に巡回パトロールを実施しております。

全国的には、平成24年1月26日に発生した法隆寺の火災により、貴重な壁画が焼損したという重大な被害から文化財保護法が制定され、昭和30年には文化庁、消防庁によりまして、毎年1年26日が文化財防火デーと定められ、文化財防火防災運動が展開されております。本町におきましても、文化財防火防災訓練を毎年1月に、消防署、町教育委員会、文化財所有者、地域住民等が連携、協力して実施しており、今年度は光恩寺を予定しております。

今後も文化財の保護及び活用につきまして必要な取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 1つとして、文化財の防犯をやっているということで、教育委員会と、それから所有主である人と、あと地域と連携して防火の訓練をしているというお話がありましたけれども、自主防災組織というものがありますね。自主防災組織が立ち上がれば、そういった地元にある文化財も、その組織を中心に、また所有者と一緒にできるかなというふうに思いますので、その辺は、3年に1度やられているというふうに、3年に1度でしたっけ。

[「毎年」と言う人あり]

○4番（襟川仁志君） 毎年ですか。毎年いろいろやっているというふうに思いますけれども、そういったことを含めて全体的に考えて、文化財を守っていくということを考えていただければなというふうに思います。

それから、先ほどお話しいただいたのは町の指定文化財などですが、町にゆかりのある著名人の方の書であったり彫刻であったり、そういったものを保管、保全するのはどのようにやっているのかというのをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

今お話しいただきましたように、貴重な資料等を教育委員会のほうでもお預かりをさせていただいております。現時点では町民プラザに保管をしております。ただ、貴重なものですので、どのような保管の状況が一番いいのかというようなことも検討した中で、今そのように進めてございます。これからもまた保管のあり方については検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 貴重な文化財を後世に継承するということで、いろんな町でいろんな手法を取り入れているところがございます。千代田町では、ホームページ上で千代田町の文化財や郷土の偉人などの案内が載っておりますけれども、最近の自治体は、より詳細なものをデジタルアーカイブとして保存したり、またホームページ上に載せたり、最新技術を利用したデジタル保存をして、今後の修復や展示に活用していくというふうな新しいノウハウを取り入れているところもございます。千代田町では、時代に沿った新たな取り組みというのをお考えなのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えする前に、先ほどの文化財の保護ということで、私のほうで「昭和24年1月26日」というふうに法隆寺のお話をしましたけれども、これを「平成」ということで、私が言い間違いをしましたので、申しわけありませんけれども、まずは訂正をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。デジタル化ということにつきましては、現在町のホームページに、千代田町の文化財として、国、県、町指定重要文化財及び指定外の文化財の一覧が掲載されております。指定重要文化財につきましては、説明文と写真も掲載しております。また、千代田町の文化財としましてパンフレットも作成しており、同様に文化財の一覧が掲載されております。本町の地図に文化財の場所も図示しており、それぞれのイラストを掲載しております。

ただ、一つ一つの文化財につきましては、詳細なデジタルアーカイブ的な資料は整理、記録されておられません。文部科学省におきましても、文化資源等のデジタル・アーカイブについてということで、文化財は適切な環境のもとで管理・保存し、後世に引き継いでいくと同時に、時間的、地理的制約等を超えて鑑賞できる状況を創り出していくことが重要であるとしております。詳細なデータを公表することは、盗難という点では心配な面もありますが、貴重な文化財を後世に継承していくためには、デジタルアーカイブ等の方法も必要であると思いますので、検討、協議しながら、できることから進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 貴重な文化財をプラザのほうに保管しているということではありますが、できれば展示を頻繁にしたり、またできればそういった専門の展示場みたいのをつくっていただくのが、本来であればいろんな人が来て見ていただくのもいいことだというふうに思いますけれども、財政的に大変厳しいというふうに思いますので、できればそういったデジタルを含めた新しいノウハウを使った保全、保護を考えていただきたいというふうに思います。

文化財等の保護に対する意識の高揚のために、先ほど言いました展示やPR、そういったものを今後どのようにしていくのか、現状のままでいいのかどうかというのをあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（福田正司君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） 失礼いたします。先ほどまた気が動転しておりまして、今メモをいただきましたらば、「平成24年」と言ってしまったということで、再度、「昭和24年」でございます。大変恥ずかしい訂正を繰り返しましたけれども、申しわけありません。お許しいただいて訂正をお願いしたいなと思います。

それでは、ご質問にお答えをいたします。現在町内の文化財めぐりを行っており、今年で3回目となります。今年度は昨日実施されております。町内の文化財が過去の歴史を伝える貴重な財産であること及び将来の文化の向上、発展の基礎を築くものであることを理解していただき、文化財保護の必要性を周知するために実施しているものです。できるだけ近くに行き、実物を目で確かめて、感じてもらうことにより、文化財等の保護の意識を高めてもらうことが重要だと考えております。

展示につきましては、スペース等が限られており、町民プラザの一部にささやかに置かれているのが現状となっております。展示室等の確保が必要とは思いますが、現実的には難しい状況になっております。

先ほども答弁させていただきましたが、町のホームページやパンフレットには指定文化財の説明文や写真が掲載されておりますが、指定外の文化財につきましては掲載がありませんので、今後は指定、指定外ともにより詳細なデータを掲載し、PRしていけるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 襟川議員。

○4番（襟川仁志君） ありがとうございます。千代田町ゆかりのいろんな作品を、千代田町にせっかく寄贈したのに見られないというのであれば、大変寂しいなというふうに思いますし、できればそういったものを展示できるところを今後つくっていただきたいというふうに思います。また、ジョイフル本田さんなどで人がたくさん来ていますので、そういった方をぜひそういうところに呼び込んでもらえるような、そういったところも今後必要なのかなというふうに思います。

今後とも教育委員会が中心となって文化財等の保護にご尽力いただきますようお願い申し上げます。一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、4番、襟川議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、高橋議員の登壇を許可いたします。

2番、高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） 議長の許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

2つあるのですが、最初に防災計画についてということで、先ほど小林議員のほうで防災計画のほうを質問されていましたが、それにダブらないような形で質問させていただきたいと思います。

今、世界各国で大きな自然災害が発生しております。日本においても、大雨だったり大雪だったり、毎年多くの災害が発生しています。ニュースの中でも、その住民のコメントだと、私はこんな大雨見たことない、こんな大雪生まれて初めてだという、そういうコメントが多く聞かれています。

今年9月になっても茨城、栃木で、台風による大雨で大変な災害、水害が発生しました。あそこも、ちょっと雲の流れ、雨の流れ、ちょっとこっちにずれれば、もう千代田町を直撃だったのかなというふうにすごく心配したところでありますが、千代田町においても地形が東西に長く、ほとんどの地区で利根川に接しております。もし利根川が氾濫したとき、対策本部を役場に設置するかと思うのですが、常総市でも対策本部を設置して、市役所が水没して機能しなかったというのも報道されてきました。先ほど町長の答弁でも、役場がもし水没したら町民プラザだというような答弁がありましたが、役場が水没したら町民プラザも当然水没するのではないかなというふうに考えております。

そんな中で、その対策として、やはり利根川から遠い邑楽町だとか大泉町だとか、そういうところと協力して、千代田町独自の対策本部を要請できないか、そういうところを町長はどのようなふうにお考えでしょうか。そういう設置、協力要請を含めて、その辺お伺いします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

まず、他市町との協定締結の状況であります。平成9年10月6日付で館林ほか5町村、現在1市5町であります。これによる水道災害相互応援に関する協定を締結しております。この協定の主な内容は、応援給水作業、応援復旧作業、応援復旧等に必要な資材の提供、作業に必要な車両及び機械等の提供となっております。また、平成25年3月26日付で災害時における館林市邑楽郡隣接1市5町相互応援協定を締結しております。主な内容は、応急物資、資材の供給、応急対策及び復旧に要する職員の派遣、避難所における避難住民の受け入れと救援、物資集積所等の後方支援基地の提供、連絡業務、発注業務等の事務処理の協力となっております。

東日本大震災や今年の9月の関東・東北豪雨の復旧活動や支援は全国規模となっていることから、現行の協定で十分とは言えない場合も考えられますので、他県他市町村との防災協定の締結も検討し

ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

○2番（高橋祐二君） わかりました。やはりどんな災害が起きるかわからない時代ですので、ぜひそういう協力体制をもっともっと親密にとってやっていただければと思います。

次に、各地区にあると思うのですが、防火水槽、あれを浄水器だとかいろいろな部分を用いて飲料水にできないかというあれなのですが、9月の栃木、茨城の水害が発生したときも、大泉町ではもう翌日には給水車を出動して、そういうことも応援に出動しているというのも聞きました。千代田町は給水車もなくあれなのですが、避難場所だとか、今後どんな災害が来るかわからないですけれども、そういう、防火水槽の飲料水にできたり、避難場所の近くに飲料水用の水槽を設置する、そういったお考えは町長にありますか、お聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

現在本町にあります防火水槽につきましては、貯水槽として使用しているため、ためている水をそのまま飲むことができない状態であります。そのため本町では、前の質問でお答えいたしましたように、1市5町の水道災害相互応援に関する協定による飲料水確保と、そのほかサントリーフーズ株式会社様、ダイドードリンコ株式会社様、株式会社伊藤園様と災害時における飲料水提供の協定を結んでおります。また、これら企業様との協定のほか、来年4月からは3市5町の群馬東部水道企業団の運営も開始されますので、有事の際の飲料水確保は可能と考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

○2番（高橋祐二君） 今あちこちで要請するということがあったのですが、やっぱり町独自でそういう設備を設置する必要もあるのではないかと思います。

次に、消防団の件なのですが、消防団員のほとんどが20代、40代の働き盛りで、ほとんどがサラリーマン的な方が多いと思います。消防活動も、勤め先の会社の理解がなければなかなか難しいと思っています。先々月でしたか、福島と天神原で夜中に資材置き場、廃材置き場ですか、同時に火災が発生しました。みんな消防団員は出動していったところなのですが、やはり鎮火するまで地元の消防団員は帰れない。多分福島だったと思うのですが、お昼ごろまでその現場にいたというふうに聞いています。これが勤め人だったりすると、やっぱり出動するけれども、会社へは行かなくてはならないという場面も出てくるかと思うのですが、そういう軽微な部分については、OBだった消防団員の方、ポンプ操法だとかいろいろ訓練で、そういう作業は頭ではなくて体で覚えていると思いますので、そういう方たちの、その地区の消防団員のOBの方に協力を要請するというのは、報酬も含めて、そういうお考えは町長どうでしょうか。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

消防団〇Bの方は、消火活動や災害対応についての経験者であり、協力していただければ、こんなにありがたいことはありません。しかしながら、もし出動要請をした場合、火災現場であれば防火服、安全靴等の装備品がないこと、またけがを負った場合の補償などの対応ができないことなどの理由により、町や消防署から消防団〇Bの方々への出動要請は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

○2番（高橋祐二君） やっぱり町内で起きた災害、火災を含めてですが、これからいかなる大きな災害が来るかわかりません。そんなときに、やはり消防団〇B、準消防団というような形で、町内の災害は千代田町町民で守る的な、そういう対策、組織をつくるのも必要かなと思います。

ちょっと時間は早いのですが、これで最後になります。町長の政治理念についてお伺いします。大谷町長におかれましては、町長になられて8年。約4年前には町民の審判を受けて、町長職として行政のかじ取りをしてきましたが、公約等を含めて、町長自身の仕事を振り返ってみた場合、どのような評価になるか見解をお伺いします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

私の2期目の公約は、1つ目が利根川新橋の早期実現、2つ目がふれあいタウンへの新商業施設誘致、3つ目が工業団地造成による優良企業誘致、4つ目が教育と福祉の充実といたしました。

そこで、これらの実現と評価であります。まず利根川新橋の早期実現については、熊谷市長を会長とする利根川新橋建設促進期成同盟会におきまして、国及び埼玉、群馬両県に早期の建設をお願いしてまいりました。その結果、群馬県におきましては、平成20年3月に、本県の社会資本整備の10年間の計画として、はばたけ群馬・県土整備プラン2008から2017が策定され、利根川新橋建設が盛り込まれ、その後、平成25年度を初年度とする新たな計画として、はばたけ群馬・県土整備プラン2013から2022が策定され、平成34年までに着手する事業の一つとして、主要地方道熊谷館林線利根新橋（赤岩渡船）新設事業が一覧表に記述されました。これは大きな成果であったと思っております。しかし、国及び埼玉県では色よい返答が得られておりませんので、引き続き要望活動を展開しているところであります。

次に、ふれあいタウンへの新商業施設誘致であります。私が町長に初めて就任した平成20年3月には、既に足利鴻巣線から東側約11.7ヘクタールが住宅用地から商業用地に変更され、造成工事が行われており、翌年の3月には造成工事が完了したので、県及び県企業局の協力をいただきながら商業施設の誘致を積極的に展開し、ご承知のとおりジョイフル本田千代田店の誘致に成功した次第であり

ます。これも大きな成果であったと思っております。

そして、造成済みの住宅用地の残りが172区画あったことから、これ以上住宅用地を造成しても完売は不可能であると判断し、未造成地約7.5ヘクタールを更に商業用地に用途変更し、平成26年12月に造成工事に着手し、本年9月に工事が完了いたしました。この間、興味を示していただいた数社からお話がありましたが、今のところ決定に至っておりません。残された任期中には、何としてでも進出企業を決定いたしたく鋭意努力したいと考えております。

次に、工業団地造成による優良企業の誘致ですが、1期目就任早々の平成21年5月に、第1回の工業団地誘致検討プロジェクト会議を立ち上げ、これまで38回開催し、この間候補地の地権者の理解が得られたことから、県及び県企業局との協議を重ね、県サイドの了解のもと、国に農振農用地からの除外を申請しましたが、「現在の候補地では優良農地を分断するので、除外が認められないので、五箇川沿いに変更できないか。もしくは進出企業が決定し候補地に進出することが確約されれば、除外もやぶさかではない」との回答がありましたが、町としては現在地で地権者の了解を得てあるので、変更は困難であることから、引き続き農振除外ができるよう努力したいと考えております。

次に、教育と福祉の充実ですが、教育関係では、まずソフト事業として、町立幼稚園預かり保育事業や適応指導教室指導員設置事業を新たに開始し、英語指導助手を2名から3名体制に充足して、幼稚園、保育園にも月1回程度出向き、幼児期から英語になれるよう指導を行いました。ハード事業では、各学校のトイレ改修や特別教室、職員室のエアコン設置等を行うとともに、東小学校では北校舎の内装及び床改修等を行い、西小学校では北校舎の内部全体塗装や南校舎屋上の防水改修工事を行いました。また、千代田中学校では武道館天井撤去改修や職員室等の改修工事などを実施し、教育環境の整備を図りました。しかし、まだまだ小中学校とも校舎建設から年数が経過しており老朽化していることから、今後も相当の改修経費が必要な状況であります。

次に、福祉関係ですが、ソフト事業として新規に、病児・病後児保育事業、子ども・子育て支援事業計画策定事業、風疹予防接種費用助成事業、成人用肺炎球菌予防接種費用助成事業、不妊・不育治療費用助成事業、歯周病疾患検診事業を実施あるいは開始いたしました。ハード事業としては、西小学校学童保育所改修事業を実施し、校内の空き教室から旧西幼稚園に学童保育所を移動いたしました。

以上のような事業が実施できましたので、異論がある方もいるかと思いますが、私といたしましては、町の判断で実施可能な事業につきましては公約どおり完遂できたのではないかと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

○2番（高橋祐二君） わかりました。大谷町長については、私も多くの町民からお話を伺いますと、やはり体調のことを多くの方が心配されています。また、行政運営を心配されている町民の方も少なくありません。町長も71歳になられたと思いますが、人生100年と考えれば健康が一番と私は考えます。

そこで、最後になります、一昨日ですか、一部の新聞の1面に、大谷町長は来年の3月の千代田町町長選への出馬を見送る方向で検討していると報じられていました。改めて私のほうでお伺いしますが、来年3月の町長選出馬の意向はあるのかなのかお伺いします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えします。

昨日の新聞に掲載された私の進退に関する記事につきましては、新聞社には、現在の体調のことと任期満了後のことについて、記事にもありましたとおり、検討中であることを話したものです。

議員ご承知のとおり、私の任期も残り4カ月ほどとなりました。私もこれまでの3年8カ月の間に、膝や目の白内障手術を行い、また持病の腰痛治療を継続しながら、ご支持をいただきました3,800余名の町民皆様の負託に応えなければならないという強い信念のもとに公務に励んでまいりました。そして、この思いは今も変わっておりません。また、支持をいただいております町民皆様からも、任期中は職責を全うしてはとのありがたい言葉もいただいております。

3期目につきましては、まだ頑張つてはという一部の町民皆様のありがたいご意見もいただいております、私といたしましても、体の状態が改善されれば、年齢的にはまだ71歳であり、まだまだ2期目にお約束いたしました公約の実現も図れておりませんので、頑張りたいという思いはあります。しかしながら、現時点では体の状態が改善するという状況ではないことから、次期町長選につきましては、今月19日に後援会の役員会を開催する予定でありますので、その席で役員の見解を聞いた上で正式に決定したいと思います。

議員におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

○2番（高橋祐二君） 後援会の役員会の席でということでしたが、今、はっきり出るか出ないかというのはわからないのでしょうか。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） お世話になった後援会に話もせず決定することはできませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

○2番（高橋祐二君） 済みません、もう一度。そうすれば、その後援会が開催されるのはいつでしたか。19日ですか。

[「19日」と言う人あり]

○2番（高橋祐二君） 12月の19日ですか。それまではわからないということですね。

○議長（福田正司君） とりあえず座ってください、質問が終わりましたら。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 先ほど答弁いたしましたとおりであります。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

○2番（高橋祐二君） わかりました。昨日の新聞の報道で、3月の定例議会には正式に表明するというふうな形で書かれていたと思うのですが……

〔勝手に新聞社が書いた〕と言う人あり〕

○2番（高橋祐二君） わかりました。

以上で質問を終わります。

○議長（福田正司君） 以上で、2番、高橋議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（福田正司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす4日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時17分）

## 平成27年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年12月4日（金）午前9時開議

- 日程第 1 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 日程第 2 議案第45号 群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第46号 西邑楽土地開発公社定款の変更について
- 日程第 4 議案第47号 千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定
- 日程第 5 議案第48号 千代田町選挙公報の発行に関する条例の制定
- 日程第 6 議案第49号 千代田町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例
- 日程第 7 議案第50号 千代田町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第51号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第52号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第53号 千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第54号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第55号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第56号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第57号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第59号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第60号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第3号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君

7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	坂本道夫君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	柿沼孝明君
経済課長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者兼 会計課長	加藤政一君
教育委員会 事務局会長	高橋充幸君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗川正樹
書記	安西菜月
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（福田正司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○議長（福田正司君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、群馬東部水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

群馬東部水道企業団議会議員に私、福田正司を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました福田正司を群馬東部水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

ただいま当選しました福田正司が議場にいますので、千代田町議会会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

---

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第2、議案第45号 群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第45号 群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、3市5町（太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）で構成する群馬東部水道企業団で共同処理する事務に「公共下水道等使用料徴収に関する事務」を加えるとともに、同企業団の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第45号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、構成団体である太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の水道事業は、平成27年10月1日に群馬県知事より企業団設立の許可をいただき、平成28年4月1日から群馬東部水道企業団として水道事業を統合して運営していきます。下水道使用料は、基本的には水道使用料に基づいて算定するため、効率的な事務を進めるに当たり、従来どおり水道料金と同時徴収の方法を企業団が業務を履行することとするため、地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から群馬東部水道企業団の共同処理する事務に「公共下水道等使用料徴収業務に関する事務」を加えることについて、構成市町の12月議会へ同時に上程をさせていただくものでございます。

それでは、規約変更の内容についてご説明を申し上げます。お手元に配付させていただきました議案第45号の資料、新旧対照表をご覧くださいと思います。第3条中、「水道事業の経営に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に、第1号、水道事業の経営に関する事務、第2号、公共下水道等の使用料徴収に関する事務を加えるものでございます。

なお、議決いただきましたならば、構成8市町の首長により、群馬県知事宛て企業団の規約変更の手続きを行い、知事の許可のあった日から施行する予定となっております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第3、議案第46号 西邑楽土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第46号 西邑楽土地開発公社定款の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、西邑楽土地開発公社設立団体のうち大泉町及び邑楽町の脱退に伴い、千代田町が引き継いで運営を行うに当たり、定款の変更を行いたく、公有地拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本案につきましては、去る10月19日の公社理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第46号につきまして詳細説明を申し上げます。お手元に配付してございます議案第46号の資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

初めに、第3条では、設立団体を大泉町、邑楽町、千代田町の3町から千代田町とするものでございます。

第4条では、事務所の所在地を千代田町に改め、第2項を削り、従たる事務所は置かないものとするものでございます。

第5条では、公社の公告の方法を千代田町公告式条例に改めるものでございます。

第6条では、公社の役員の数について、第1号で、理事のうち副理事長を1名、常務理事1名を削り、第2号で、監事を2名以内に改めるものでございます。

第7条では、公社の役員の数について、第1項で、千代田町長が任命するものとし、「および」

を漢字の「及び」に改め、第2項で、理事長及び副理事長については、理事の互選により決定するものとするものでございます。

第9条では、公社の役員の職務及び権限について、第2項では、副理事長についての条件を改め、第3項の常務理事についての規定を削り、現行の第4項を第3項とし、以下項の繰り上げを行うものでございます。

第19条では、公社の基本財産を300万円に改め、第21条では、公社の財務諸表の提出先を千代田町長とするものでございます。

第24条では、予算の弾力運用について、千代田町長の承認を得るものと改め、第25条では、公社を解散する場合、第1項で、千代田町議会の議決を経るものとし、第2項で、債務を弁済し、なお残余財産があるときは、千代田町に帰属するものに改めるものでございます。

附則につきましては、この定款は平成28年4月1日から施行するものとし、第2項で、改正後の第21条、公社の財務諸表の規定について、経過措置を定めるものでございます。

参考に、変更後の定款も添付してございますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

最後に、今回の改正につきましては、西邑楽土地開発公社設立団体のうち大泉町及び邑楽町の脱退に伴い、千代田町が引き継いで運営を行うに当たり、定款の所要の改正を行うもので、本町は県企業局と共同事業であります、ふれあいタウン千代田や現在進めている新規工業団地の事業も控えておりますので、今後も公社の存在が必要となりますことをご理解いただきますようお願い申し上げ、以上詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 西邑楽土地開発公社定款の変更について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

---

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第4、議案第47号 千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第47号 千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により、来年1月から個人番号を利用した事務が開始されることに伴い、所要の例規整備を行うものでございます。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、議案第47号につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、本条例を制定いたします理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行によりまして、来年1月より個人番号の利用が開始されます。

マイナンバー法の規定におきましては、役場内で複数の事務をまたがって個人番号を含む個人情報、すなわち特定個人情報を利用することは想定しておりません。あくまで1つの事務、例えば税なら税関係のみというようなことについて、マイナンバーを利用することのみが認められております。

そのため、事務処理を行うために収集をしました特定個人情報を、役場内で行う他の事務を処理するために利用する場合、具体例といたしましては、住民税の課税情報を例えば介護保険料の算定に利用するような場合でございますが、この場合には、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき、条例に規定することが必要となります。いわゆる他のいろいろな課で個人番号のついた特定個人情報をやりとりする場合は、条例で定めなくてはならないというものでございます。

また、同一地方公共団体の他の実施機関、具体的には教育委員会でございますが、こちらとの間で、町部局と教育委員会の間ということでございますが、この間で特定個人情報のやりとりを行う場合も、マイナンバー法第19条第9号の規定によりまして、その旨を条例に定める必要があり、これらの理由から本条例を制定するものであります。

それでは、次に内容につきましてご説明させていただきます。お手元の条例案をご覧いただきたいと思っております。第1条、趣旨でございますが、マイナンバー法の規定により必要な事項を定める旨規定

いたします。

第2条の定義では、条例中に使用する用語の内容を定めるものでございますが、いずれの用語もマイナンバー法で規定された定義を利用するものであります。

第3条の町の責務では、マイナンバーの利用に当たり、町が適正な取り扱いを行うための措置を講ずることを定めるものであります。

第4条の個人番号の利用範囲では、同一機関内または異なる実施機関の複数の事務間における特定個人情報の役場内連携が行えるよう規定するものでございます。

第5条、委任では、必要事項は、町長が別に定めると規定するものであります。

なお、本条例の施行期日でございますが、マイナンバー法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、平成28年1月1日とするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 千代田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第5、議案第48号 千代田町選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第48号 千代田町選挙公報の発行に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

公職選挙法の規定により、市町村の選挙においては選挙公報の発行は任意とされており、千代田町ではこれまで発行を行っておりませんでした。平成25年12月6日付で選挙公報の発行についての全議員の総意による要望書が提出されたことを尊重いたしまして、町長・町議選で選挙公報を発行できるように、所要の例規整備を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、議案第48号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案の上程理由につきましては、ただいま町長の提案理由で申し上げたとおりでございます。

この選挙公報につきましては、これを発行することにより、候補者は自己の主義主張を周知できる新たな機会を得られるようになるとともに、有権者は投票の判断材料を新たに獲得できることになり、また選挙を執行する側におきましては、選挙に対する有権者の関心の高揚、投票意識の向上により、投票率の引き上げが図られるようになるものと期待するものであります。

それでは、内容につきましてご説明させていただきますので、お手元の条例案をご覧くださいと思います。

第1条の趣旨では、公職選挙法の規定により、選挙公報の発行に必要な事項を定めることを規定いたします。

第2条、発行では、町長・町議選の選挙時に、各1回の選挙公報を発行するという発行回数を定めるものであります。

第3条の掲載文の申請等では、候補者が選挙公報の申請について守らなければならない事項等を定め、期日までに申請を行うよう定めるものであります。

第4条の発行の手続きでは、発行に際しては、候補者作成原稿を原文のまま掲載すること、各候補を掲載する順序はくじで定めることを規定いたします。

第5条、配布では、選挙管理委員会が選挙期日の前日までに選挙公報を配布することを定め、新聞折り込み等の方法によることができるよう規定するものであります。

第6条、発行の中止では、選挙公報の発行を中止する場合の規定を定めるものであります。

第7条の委任では、必要事項は選挙管理委員会が定めると規定するものであります。

なお、本条の施行期日でございますが、公布の日からとするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。千代田町選挙公報の発行に関する条例の制定につきまして質問申し上げます。

この条例が作成されましたことは、公職選挙法、これがまた一つ推進されるものと思ひ、歓迎するものでございます。それに先立ちまして、この選挙公報の様式、これはもう既に決まっていますか。決まっているならば、それを開示はいつごろしていただけますか。時によっては、その開示が、ハードコピーでなくて電子データでの配付もお願いしたいと思いますが、この件につきましてお伺いいたします。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） この詳細な様式につきましては、今月の11日に選挙管理委員会を予定しておりますので、その際に詳細を詰めまして、決定されれば、公開は可能でございます。それと、データでもそれは可能となります。

失礼しました。データで差し上げることは可能でございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございます。

今課長からご説明いただきましたお言葉、くどのようなのですが、データというのは、ハードコピー、プラス電子データということによろしゅうございますか。それと、11日までにはもう素案ができていて、選挙管理委員会、ここでの決議がされれば、速やかに開示、配付できるということでございますか、お伺いします。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） ほかに質疑ございますか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 千代田町選挙公報の発行に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

---

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第6、議案第49号 千代田町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第49号 千代田町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から群馬東部水道企業団において、3市5町（太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）における水道事業の経営に関する事務を共同処理することに伴い、構成市町の既存の水道事業を同日廃止するもので、構成市町の12月議会へ同時に上程させていただくものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 千代田町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

---

## ○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第7、議案第50号 千代田町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第50号 千代田町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほどの千代田町水道事業の廃止に伴う関係条例の廃止及び一部改正による整備を行うもので、構成市町の12月議会へ同時に上程させていただくものであります。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第50号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から群馬東部水道企業団において、3市5町（太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）における水道事業の経営に関する事務を共同処理することに伴い、構成市町の既存の水道事業を同日廃止するため、先ほどの議案第49号において、千代田町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例により、千代田町水道事業の廃止に伴う関係条例の廃止及び一部改正による整備を行うもので、構成市町の12月議会へ同時に上程させていただくものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。議案第50号、2ページ目をご覧くださいと思います。

第1条では、廃止する条例でございます。第1号、千代田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第2号、千代田町給水条例、第3号、千代田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例について、千代田町水道事業の廃止に伴い、廃止するものでございます。

第2条からは一部改正する条例でございます。初めに、第2条、千代田町行政手続条例の一部改正でございますが、お手元に配付してございます議案第50号の資料、新旧対照表もあわせてご覧くださいと思います。

第2条、第6号中「、千代田町水道事業の設置等に関する条例（昭和44年千代田村条例第5号）第1条に規定する水道事業を行う機関」を削るものでございます。

次に、第3条、千代田町財政調整基金条例の一部改正でございます。新旧対照表の1枚目の裏面もご覧くださいと思います。第2条、第2項中「、水道事業会計においては千代田町水道事業会計

財政調整基金」を削るものでございます。

次に、第4条、千代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表2枚目もご覧いただきたいと思っております。第2条、第2号中「、公営企業管理者」を削るものでございます。

最後に、第5条、千代田町職員定数条例の一部改正でございます。新旧対照表2枚目の裏面と3枚目もご覧いただきたいと思っております。第1条中「、公営企業管理者」を削り、別表中「100」を「104」に改め、公営企業の事務部局の職員の項を削るものでございます。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 千代田町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） 大変申しわけございません。先ほどの議案第48号の選挙公報の発行に関することの中で、1点訂正させていただきたいと思っております。

先ほど坂部議員の質問で、12月11日以降で電子データ等の配付はできますという話をいたしました。が、選挙管理委員会といたしましては、様式の配付等につきまして、立候補予定者説明会のときに、紙ベースと電子データ、CD-ROMでございますが、これを同時に、不公平のないように配付させていただくような形をとりたいと考えておりますので、訂正しておわび申し上げます。

よろしく願いいたします。

---

○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） それでは、日程第8、議案第51号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第51号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されましたので、千代田町税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容になりますが、最初の徴収猶予制度の関係では、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の見直しと同様に、新たに換価の猶予制度が創設され、また地方分権を推進する観点から、換価の猶予に係ります申請期限などの一定の事項につきまして、条例で定めることとされました。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の施行に伴いまして、関係します条項に所要の改正を行います。

町たばこ税では、紙巻きたばこ3級品の「わかば」、「エコー」、「しんせい」など6品目に対します特例税率が廃止され、引き上げられることから、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましても、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） 議案第51号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、千代田町税条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

お手元に議案第51号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、徴収猶予の全般的な改正についてでございます。これにつきましては、先ほど町長の提案説明でも申し上げましたが、納税者の負担の軽減を図ること、また早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の見直しと同様に、新たに換価の猶予制度が創設されたこと、そして地方分権を推進する観点から、換価の猶予に係ります申請期限など一定の事項について条例で定めることとなりましたので、税条例を改正させていただくものであります。

現行では、第8条から第17条まで削除されておりますが、第8条から第13条まで関係条文を組み入

れます。最初に、第8条、徴収猶予に係る千代田町の徴収金の分割納付又は分割納入方法についてでございます。左側改正案をご覧くださいと思います。

第1項では、法第15条第3項及び第5項の徴収猶予の要件等に係るもので、徴収猶予及び徴収猶予期間の延長に係ります徴収金の分割納付・納入方法を定めるものであります。

第2項では、徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割納付・納入させる場合に、納付・納入期限及び期限ごとの納付・納入金額を定めております。

第3項では、やむを得ず分割納付・納入できない場合に、分割納付・納入の期限及び金額の変更をすることができるものでございます。

下段の第4項では、第2項で定めました分割納付・納入の金額や期限について、2ページにありますが、延長を受けた方に通知をしなければならないと定め、また第5項では、納付・納入金額を変更した場合、変更を受けた方に通知するというものになっております。

第9条、徴収猶予の申請手続等では、法第15条の2第1項に規定します徴収猶予申請書に記載する事項、また申請書に添付する書類などを定めております。

4ページ中ほどになりますが、第10条、徴収猶予の取消しでは、法第15条の3第1項で定める徴収の猶予の取消事由のほかに、地方税以外の債権が滞納になった場合、取消しとすることを定めているものであります。

第11条、職権による換価の猶予の手続等では、法第15条の5、職権によります換価の猶予の要件等に係るものでございますが、職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付・納入方法を定めるものとなっております。

5ページをお願いいたします。第3項では、職権によります換価の猶予をする場合に提出を求める書類を規定しております。

下段の第12条、申請による換価の猶予の申請手続等になりますが、法第15条の6、申請による換価の猶予の要件等で換価の猶予の申請期間を定めるものでございます。

また、第2項では、第11条同様、不適用事由といたしまして、地方税以外の債権が滞納となった場合を定めております。

6ページになります。第3項では、申請によります換価の猶予に係る徴収金の分割納付・納入方法を定めております。

その他、各項におきまして、申請によります換価の猶予の申請手続等の規定でございます。

7ページの第13条、担保を徴する必要がある場合では、担保の徴収を要しない基準を定めております。

次に、第14条から第17条までは、現行と同様に削除とさせていただきます。

下段の第23条、町民税の納税義務者等の第2項では、法第292条第1項第14号、法人町民税における恒久的施設の定義規定が新設されたことに伴います改正となっております。

8 ページをお願いいたします。第33条、所得割の課税標準では、法第313条、所得割の課税標準の改正に伴います所要の改正で、所得税において、国外転出時の譲渡所得課税の特例、同法第60条の2から第60条の4が創設されましたが、個人住民税所得割の課税標準の計算においては、当該譲渡所得は所得税法の計算の例によらないこととしたものであります。

第36条の2、町民税の申告の第8項では、マイナンバー法の開始に伴います所要の改正であります。

以下、9ページの第51条、町民税の減免、下段の第63条の2、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出、次のページ、10ページになりますが、第63条の3、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出、11ページの第71条、固定資産税の減免、12ページの第74条、住宅用地の申告、第74条の2、被災住宅用地の申告、13ページの第89条、軽自動車税の減免、下段の第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、15ページの第139条の3、特別土地保有税の減免、17ページの附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第1項から19ページの第9項まで、関係条文にマイナンバー法に係ります個人番号または法人番号等を記載するという改正であります。

20、21ページの附則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましても同様となっております。

16ページに戻っていただきまして、下段の附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の第7項では、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例についての改正となります。わがまち特例につきましては、国が地方公共団体に対して地方税の特例措置の実施を求める場合であっても、法律の定める範囲内で地方自治体が特例措置の具体的内容を条例で定めることができる仕組みであります。平成27年度の改正では、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係ります固定資産税の特例措置について、特例税率を3分の2とする改正となっております。

飛びまして、19ページ、下段の附則第16条の2、たばこ税の税率の特例になりますが、たばこ税関係法令の改正によりまして、平成28年4月1日から、紙巻きたばこ3級品の「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」、「バイオレット」の6銘柄に係りますたばこ税の特例税率が廃止され、引き上げられます。ただし、激変緩和の観点から経過措置が講じられることとなりまして、現在1,000本当たり2,495円となっておりますが、毎年順次引き上げまして、平成31年4月には一般のたばこ税と同様の1,000本当たり5,262円となりまして、特例が段階的に廃止されますので、この条文は削除となります。

最後に、議案書の附則では、改正されます案件につきまして、施行期日、経過措置等の条文であります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第9、議案第52号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第52号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年第4回千代田町議会におきまして可決をいただきました、平成25年千代田町条例第29号、千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、改正の必要が生じたので、所要の改正を行うものであります。

改正の要旨であります。租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係ります「配当所得」が、「利子所得、配当所得及び雑所得」と改正されたことから、千代田町国民健康保険税条例附則第14項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を、議案に記載のとおり、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、平成28年1月1日から施行となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第10、議案第53号 千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第53号 千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月に行われた介護保険制度の改正により、全市町村が平成29年4月までに取り組むことになった介護予防・日常生活支援総合事業について、本町における事業開始時期を平成28年3月に改めることに伴い、条例で規定する自立支援サービスセンターが行う事業の名称の一部を変更するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第53号につきまして、私のほうから詳細説明を申し上げます。

お手元に議案第53号の資料につきまして新旧対照表を配付させていただいておりますので、そちらもご覧ください。

まず、背景ですけれども、国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムの構

築に向けた取り組みを進めているところでございます。

平成27年4月に行われました介護保険制度改正では、これまでの予防給付の一部と地域支援事業の介護予防事業を一体的なものにいたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業に改め、全市町村が平成29年4月までに実施することが義務づけがされているところでございます。

町におきましても、平成27年3月に介護保険条例の一部改正を行いまして、事業の開始時期を平成29年4月と定め、事業実施に向けて準備を進めてまいりましたが、県内市町村及び近隣市町村の動向を踏まえまして、事業開始時期を平成28年3月に早期に開始するというところで考えておるところでございます。

これに伴いまして、町が現在自立支援サービスセンターにおいて実施しております介護予防事業につきまして、新たに介護予防・日常生活支援総合事業として事業を移行することとなりますため、本条例第3条で規定しております自立支援サービスセンターが行う事業の内容につきまして、第2号中の「介護予防事業」の名称を介護保険法に規定する「介護予防・日常生活支援総合事業」に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行日を介護予防・日常生活支援総合事業の開始日に合わせまして、平成28年3月1日とするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 千代田町自立支援サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第11、議案第54号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第54号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、保険料の徴収猶予及び減免に関する申請期限について、税条例における規定に合わせて改めるほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申請書の記載事項を改めるものであります。

また、平成27年4月に行われた介護保険制度の改正により、全ての市町村が平成29年4月までに取り組むことになった介護予防・日常生活支援総合事業について、本町における事業の開始時期を平成28年3月に改めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第54号につきまして、私のほうから詳細説明を申し上げます。

お手元に議案第54号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただいております。これに基づきましてご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。最初に、第7条第2項アの改正内容でございますが、保険料の徴収猶予に関する規定の改正でございます。平成25年5月31日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法といたしますが、同法の施行に伴いまして、今後の個人番号の利用を踏まえ、条例で定める申請書の記載事項に、これまでの氏名及び住所に加え、新たに個人番号を追加するものでございます。

次に、第8条第2項の本文の改正内容でございますが、保険料の減免申請の期限に関する規定につきまして、従前の「納期限前7日」から「納期限日」に改めるものでございます。これにつきましては、本年4月の地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、町税条例において同様の一部改正を行っておりますので、税条例と整合を図るために規定を改めるものでございます。

続く、同項アの改正内容でございますが、保険料の徴収猶予の申請期限につきまして、先ほどの第7条の改正内容と同様、番号法の施行に伴いまして、申請書の記載事項に新たに個人番号を追加するものでございます。

新旧対照表2ページ目をお願いいたします。附則第7条第1項の改正内容でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期に関する規定の改正でございます。平成27年4月の介護保険制

度の改正に伴いまして、全市町村が実施することを義務づけられました介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期につきまして、町では、事業開始までの猶予期間を最大限活用いたしまして、平成29年4月と定めてございます。現在、先ほどとも関連しますが、県内におきまして、現時点で既に事業を開始しているところも含めまして、過半数の市町村が今年度内に事業を開始する見込みであるという状況でありますことから、また県内におきましても、事業未実施市町村に対し、県内のそのような状況を鑑みまして、早期の事業実施を検討するよう要請が出されていることを踏まえまして、事業を早期に開始するため、当該事業の開始時期を平成28年3月に改めるものでございます。

次に、同条第3項の改正内容でございますが、まず文頭の介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業につきまして、介護保険法に基づく地域支援事業における生活支援体制整備事業のことを示しております。本事業の内容でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業の中のサービスの一つである介護予防・生活支援サービスを提供するための体制整備に向けて、町が中心となりまして、NPO法人やボランティア団体などの多様な、さまざまな主体を、情報共有や連携強化いたしまして、中核となるネットワークの場として協議体を設置し、またその中心的役割を担う生活支援コーディネーターを設置するというものでございます。

現在、本事業の実施時期を平成30年4月と規定をしておりますが、さきにご説明申し上げました介護予防・日常生活支援総合事業の早期実施に伴いまして、あわせて協議体及び生活支援コーディネーターの早期設置に向けて取り組むことが必要でありますことから、平成28年度当初予算での予算計上を見据えまして、事業開始時期を平成28年4月に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とするものでございますが、ただし書きでは、個人番号の利用に関する改正である第2条の規定の施行日につきましては、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日である平成28年1月1日とするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第12、議案第55号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第55号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,620万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,991万7,000円とするものであります。

補正の概要について申し上げます。最初に、歳入であります。民生費国庫負担金及び県負担金に計上させていただきました。障害者自立支援事業に係ります居宅介護扶助費・共同生活援助扶助費などを追加いたします。

総務費国庫補助金では、マイナンバー制度に係ります社会保障・税番号制度システム整備費補助金が確定しましたので、追加いたします。

民生費国庫補助金及び県補助金では、今年度より子ども・子育て支援交付金制度に移行となりましたので、国庫補助金及び県費補助金におきまして、保育緊急確保事業費補助金を減額し、子ども・子育て支援交付金を追加するものであります。

衛生費県補助金の合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、交付内示をいただきましたので、追加いたします。

次に、歳出でございますが、総務費の町有財産管理事業では、普通財産であります旧福島農機具倉庫のアスベスト屋根の改修工事を追加いたします。

選挙費につきましては、千代田町長及び千代田町議会議員選挙費の印刷製本費では、選挙公報の印刷費を追加いたします。

民生費の障害者自立支援事業では、介護給付事業など歳入に合わせて追加いたします。

農林水産業費では、用排水路等整備事業につきまして、各行政区より雑工事の要望が増加しておりますので、追加いたします。

土木費の公共下水道費では、舞木地内の管渠実施設計委託業務などに充てます下水道事業特別会計繰出金を追加いたします。

教育費の町民プラザ費では、浄化槽に係ります施設改修工事費を追加いたします。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） 議案第55号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。最初に、歳入歳出予算の補正であります。第1条第1項では、予算総額に追加する補正額を3,620万6,000円と定め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,991万7,000円とするものであります。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正で定めることを規定しておりまして、2ページから4ページをご覧いただければと思います。

それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側、説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援負担金では、介護給付負担金、訓練等給付負担金、補装具給付負担金、合わせまして322万3,000円を追加いたします。

その下になります。4節児童手当国庫負担金の児童手当負担金では、不用額が見込まれることから、県負担金及び歳出にも記載がありますが、ともに減額をさせていただきます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の2節社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、補助金の交付決定によりまして465万円を追加いたします。

その下にあります、2目民生費国庫補助金の4節保育緊急確保事業費補助金及びその下の6節子ども・子育て支援交付金国庫補助金では、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業など5事業が該当いたしますが、本年度より子ども・子育て支援交付金制度へ移行となりましたので、県補助金同様に、減額あるいは追加をいたすものでございます。

次のページでございます。10、11ページをお願いいたします。上段の14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の3節障害者自立支援負担金では、国庫負担金と同様に161万2,000円を追加いたします。

4節後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金では、繰入金確定によりまして87万7,000円を追加いたします。

中ほどの2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、補助金の追加内示がありましたので、93万7,000円を追加させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。下段の17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金

繰入金では、予算の不足分に充てさせていただくため、2,600万円を追加いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の町有財産管理事業になりますが、普通財産であります旧福島農機具倉庫につきまして、地元より借用の申し出がありましたので、アスベストを含みますスレート屋根の改修工事費といたしまして235万円を追加いたします。

下段にあります2項徴税费、2目賦課徴收费の固定資産課税客体資料等作成業務委託料では、現在紙ベースで保管してあります固定資産税名寄帳を順次データ化したたく、258万2,000円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。上段の3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワーク事業では、社会保障・税番号制度に係ります顔認証システムの委託料の計上であります。

4項選挙費、3目群馬県知事選挙費では、事業の精算が完了いたしましたので、報酬などを減額いたします。

次に、4目千代田町長及び千代田町議会議員選挙費では、先ほど関係条例が可決となりましたので、選挙公報印刷費を20万円追加いたします。

18、19ページをお願いいたします。中ほどの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の臨時福祉給付金の国庫支出金精算返還金では、平成26年度分不用額を返還するもので、743万7,000円を追加いたします。

2目障害者福祉費の障害者自立支援事業では、利用者の増加が見込まれることから、居宅介護扶助費など、合わせまして644万8,000円を追加いたします。

下段の3目高齢者福祉費の介護保険事業特別会計繰出金では、介護給付費の見直しによりまして368万3,000円を減額いたします。

次のページをお願いいたします。2項児童福祉費、2目児童措置費の児童手当支給事業では、不用額が見込まれるため、500万円を減額いたします。

下段の4目児童福祉施設費ですが、22、23ページをお願いいたします。西保育園管理運営事業では、派遣保育士に係ります人材派遣委託料を180万円追加いたします。

次のページをお願いいたします。中ほどになります。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では、環境衛生事業の浄化槽設置事業費補助金を144万円追加いたします。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の農地整備事業では、各行政区より補修工事など雑工事の要望が多く来ておりますので、110万円を追加いたします。

26、27ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費では、商業施設誘致促進奨励事業の商業施設立地促進奨励金を190万円追加いたします。これは、当初の固定資産税等の算出が低く見込まれたためであります。

その下になりますが、3目中小企業制度融資費では、中小企業制度融資事業におきまして代位弁済

が発生いたしましたので、67万円を追加いたします。

下段の8款土木費、4項都市計画費、4目公共下水道費では、公共下水道整備事業といたしまして、新年度工事に係ります管渠実施設計業務委託料などに充てるため、下水道事業特別会計繰出金を1,279万6,000円追加いたします。

飛びまして、30ページ、31ページ、下段になります。10款教育費、5項社会教育費、5目町民プラザ費の町民プラザ施設管理事業でございますが、浄化槽周りの改修工事費に125万3,000円、また舞台音響設備の補修工事に54万円を追加いたします。

32、33ページをお願いいたします。上段にあります6項保健体育費、2目体育施設費の社会体育施設管理事業では、町民体育館の屋根補強工事に100万円を追加いたします。

最後に、下段の14款予備費でございますが、28万5,000円を減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時25分）

---

再 開 （午前10時40分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

---

○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第13、議案第56号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(福田正司君) 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長(大谷直之君) 議案第56号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,714万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,625万2,000円とするものであります。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入では、前年度の特定健康診査等負担金が確定し、追加交付が見込まれるため、国庫支出金及び県支出金を追加し、また共同事業交付金では概算交付見込額が確定したことにより追加するものであります。

歳出につきましては、保険給付費及び共同事業拠出金を追加し、また介護納付金では、概算交付見込額が確定したことに伴い、減額いたします。

8款保健事業費では、財源補正をするものであります。

詳細につきましては住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(福田正司君) 森住民福祉課長。

○住民福祉課長(森 茂人君) それでは、私のほうから、議案第56号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の7、8ページの事業別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入でございますが、3款1項3目及び6款1項2目の特定健康診査等負担金では、40歳以上74歳以下の被保険者を対象に行われております特定健康診査及び特定保健指導の事業費に対しまして、基準額の3分の1を国と県が負担するものですが、前年度の精算追加交付が見込まれるため、それぞれ追加をするものでございます。

また、7款1項2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、レセプト1件当たり80万円までの医療費負担に対しまして交付されますが、収入見込み増のため、1,692万7,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、9ページ、10ページをお開き願います。2款2項の高額療養費ですが、給付実績に伴う支出見込み増のため、一般分及び退職分をそれぞれ追加するものでございます。

6款1項1目の介護納付金につきましては、介護保険事業の財源となるもので、社会保険診療報酬支払基金への納付をいたしますが、今年度の概算負担額が決定されたことを受けまして、減額するも

のでございます。

11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。7款1項4目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、事業費の拠出金が増額見込みとなりましたため、1,382万7,000円を追加するものでございます。

次に、8款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、財源補正を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第56号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第14、議案第57号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第57号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に107万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億488万円とするものであります。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入では、保険基盤安定繰入金及び雑入として、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算返還金を追加し、繰越金を減額するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金を追加し、予備費を減額するものであります。

詳細につきましては住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、議案第57号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入でございますが、2款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に係ります保険料の軽減相当額を基準といたしまして、一般会計から後期会計に繰り入れることが定められているものでございます。広域連合より今年度の決定額が示されたことに伴いまして、追加をするものでございます。

次に、3款1項1目の繰越金につきましては、平成26年度の繰越金の確定によりまして減額をするものでございます。

また、4款2項1目の雑入でございますが、平成26年度後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算返還金といたしまして19万5,000円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。9ページ、10ページをお開きください。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金では、歳入2款と対になりますけれども、今年度の保険基盤安定繰入金額が決定いたしましたことにより、追加をするものでございます。

3款2項1目の他会計繰出金ですが、歳入4款で受け入れました後期高齢者医療広域連合市町村負担金の精算返還金を一般会計に繰り出すものでございます。

4款1項1目の予備費ですが、収支の均衡を図るため、減額するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

---

○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第15、議案第58号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第58号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,956万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,449万2,000円とするものであります。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費の見直しによりまして、介護保険料、国庫支出金、県支出金、繰入金をそれぞれ減額いたします。

歳出につきましては、総務費において一般管理費を追加し、保険給付費においては支出見込額に基づき減額いたします。また、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年3月から開始するため、関連する予算の組み替え等を行いまして、全体では減額とするものであります。

詳細につきましては住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第58号につきまして、私のほうから詳細説明をさせていただきます。

補正予算書7ページ、8ページ、事項別明細書をご覧いただきたいと存じます。まず、歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、歳出における保険給付費及び地域支援事業費の見直し等によりまして、現年度分の特別徴収と普通徴収を合わせまして798万9,000円を減額するものでございます。

3款の国庫支出金でございますが、1項1目の介護給付費負担金につきまして、保険給付費の見直しによりまして489万2,000円を減額いたします。

2項2目、3目及び5目の地域支援事業交付金につきましては、平成28年3月から開始する予定の介護予防・日常生活支援総合事業に関連する予算の組み替えのため、介護予防事業では1万8,000円、包括的支援事業・任意事業では16万4,000円をそれぞれ減額し、介護予防・日常生活支援総合事業で

は8万4,000円を追加させていただくものでございます。

9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。4款の支払基金交付金でございますが、1項1目の介護給付費交付金につきましては、保険給付費の見直しによりまして824万9,000円を減額するものでございます。

また、2目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業にかかわる予算の組み替えに伴いまして、7万4,000円を追加するものでございます。

5款の県支出金でございますが、1項1目の介護給付費負担金につきましては、介護給付費の見直しによりまして468万3,000円を減額するものでございます。

また、3項1目、2目並びに3目の地域支援事業交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に関連する予算の組み替えのため、介護予防事業では9,000円、包括的支援事業・任意事業では8万2,000円をそれぞれ減額しまして、介護予防・日常生活支援総合事業では4万2,000円を追加するものでございます。

11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。7款の繰入金でございますが、1項1目の介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の見直しによりまして368万3,000円を減額するものでございます。

また、2目、3目及び、1つ飛びまして6目の地域支援事業繰入金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に関連する予算の組み替えのため、介護予防事業では9,000円、包括的支援事業・任意事業では8万2,000円をそれぞれ減額いたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業では4万2,000円を追加するものでございます。

1つ戻りまして、5目のその他一般会計繰入金につきましては、事務費の見直しによりまして4万9,000円を追加するものでございます。

13、14ページをお開き願いたいと思います。続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、保険証送付用の窓付き封筒にかかわる印刷製本費といたしまして4万9,000円を追加するものでございます。

2款の保険給付費につきましては、平成27年4月に行われました介護報酬の減額改定の影響等を見込んだ保険給付費の見直しによりまして、1項1目の居宅介護サービス給付費、5目の施設介護サービス給付費及び、15ページ、16ページをお開きいただきまして、2項1目の介護予防サービス給付費をそれぞれ減額いたしまして、6目の介護予防住宅改修費につきましては、不足が見込まれますことから3件分を追加するものでございます。

4款の地域支援事業費でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴いまして、3月実施分の事業費を組み替えるため、1項1目の二次予防事業費では、通所型介護予防事業における自立支援サービスセンター介護予防事業委託料を21万6,000円を減額いたしまして、2目の一次予防事業費では、介護予防普及啓発事業における介護予防事業講師謝礼の1万円を減額いたします。

同じく2目の地域介護予防活動支援事業につきましては、介護支援ボランティアポイント制度にかかわる需用費でございますが、国の地域支援事業実施要綱の改正に伴いまして、当初計上しておりました2項3目の任意事業費から一次予防事業費へ予算を組み替える必要が生じたことから、需用費、役務費、交付金をそれぞれ追加するものでございます。

17、18ページをお開き願いたいと思います。中段の2項3目の任意事業費につきましても、先ほどと同様な理由となりますが、需用費、役務費、交付金をそれぞれ減額するものでございます。

なお、生活指導員派遣事業委託料につきましては、地域支援事業実施要綱の改正に伴いまして、今回の補正で新たに計上をする一般介護予防事業費へ予算の組み替えが生じたことから、18万4,000円を減額するものでございます。

3項の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、3月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業にかかわる事業費として新設した科目でございます。1目のサービス事業費につきましては、旧の二次予防事業における自立支援サービスセンター事業委託料の組み替えに伴いまして、3月実施分の委託料として21万6,000円を追加するものでございます。

19、20ページをお開き願いたいと思います。3項2目の一般介護予防事業費につきましては、旧の一次予防事業及び任意事業にかかわる事業費の組み替えに伴いまして、生活指導員派遣事業委託料を11万1,000円、また介護予防事業講師謝礼を3月実施分として1万円、それぞれ追加させていただくものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

---

○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第16、議案第59号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第59号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,279万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,703万4,000円とするものであります。

補正の主な内容であります。歳入につきましては、歳出の不足額を補うため、繰入金を追加するものであります。

歳出につきましては、事業費におきまして、新年度の管渠整備を行うための実施設計委託料や公共ます設置工事費を追加するものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 柿沼環境保健課長。

○環境保健課長（柿沼孝明君） それでは、議案第59号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。5款繰入金につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にもございましたが、歳出における不足額を補うため、一般会計からの繰入金1,279万6,000円を追加するものでございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。歳出でございます。2款事業費、1項公共下水道費、1目管渠整備費でございますが、1,279万6,000円の追加を行うものでございます。

内容につきましては、ページ右側の説明欄をもとに説明をさせていただきます。まず、13節委託料でございますが、1,029万6,000円を追加するものでございます。これは、舞木地内の監物橋南及び同じく舞木地内の俵団地北側の地区におきまして、新年度サービス管の整備を行うための管渠実施設計委託料を計上したものでございます。

また、その下、15節工事請負費につきましては、舞木土地区画整理地内におきまして公共ますの設置の要望がございまして、当初予算額に不足が生じたので、8カ所分250万円の追加を行うものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第59号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。  
よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第17、議案第60号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第3号）  
についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第60号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第3号）につま  
まして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的支出についての減額、資本的収入の減額及び支出の増額を行うものであります。ま  
ず、収益的支出では、既定の支出予定総額から360万3,000円を減額し、2億7,250万9,000円とするも  
のであります。また、資本的収入につきましては、既定の収入予定総額から216万1,000円を減額し、  
764万1,000円とし、資本的支出では既定の支出予定総額に100万円を増額し、1億6,319万7,000円と  
するものであります。

補正内容につきましては、収益的支出における原水及び給配水費の増額のほか、総係費の減額及び  
消費税の減額、また資本的収入につきましては国庫補助金の減額、資本的支出では建設改良費の増額  
となります。

詳細につきましては建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださ  
いますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第60号につきまして詳細説明を申し上げます。

4 ページ、明細書をご覧いただきたいと思えます。初めに、収益的支出でございます。第1款水道事業費、第1項営業費用、第1目原水及び給配水費の修繕費でございますが、老朽管の漏水修繕ほか補修等の増加に対する補正となります。内容といたしましては、石綿セメント管老朽管の漏水対応のほか、水道布設箇所沈下による舗装打ちかえ等、修繕費の増額補正となります。

次に、第3目総係費、委託料でございますが、広域化に伴う構成8団体の水道料金会計システムの統一に必要なデータ提供プログラム構築の費用を、委託料から、広域の負担率による支出方法の変更により、会費及び負担金からの支出へ節の変更を行うものとなります。また、広域での発注による額確定により、安価に委託できたため、あわせて減額するものとなります。

次に、第2項営業外費用、第3目消費税でございますが、支出総額の減額に伴い、仮払消費税が減り、借受消費税との差額が増えることによる納付消費税の増額補正となります。

5 ページをお願いいたします。資本的収入でございます。第1款資本的収入、第3項国庫補助金、第1目国庫補助金でございますが、広域化に伴う交付金の確定による減額補正となります。

次に、資本的支出でございます。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目浄水施設整備費でございますが、第4浄水場における殺菌用次亜塩素素注入器の老朽化による作動の不安定化に対応すべく、更新費用の増額補正となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

---

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） これで本日の日程は終了いたします。

お諮りいたします。ただいまから9日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、9日まで休会といたします。

なお、7日月曜日は総務文教常任委員会、8日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 （午前11時10分）



## 平成27年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成27年12月10日（木）午前9時開議

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	坂本道夫君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	柿沼孝明君
経済課長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者兼 会計課長	加藤政一君

教育委員会  
教務局長

高橋充幸君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
書記  
書記

宗川正樹  
安西菜月  
大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（福田正司君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○議員派遣の件

○議長（福田正司君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定をいたしました。

---

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（福田正司君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

○町長挨拶

○議長（福田正司君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 平成27年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、今月3日の開会以来、本日までの8日間にわたり、ご提案申し上げました全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会中に議員の皆様からいただ

きました貴重なご意見、ご指摘につきましては、今後の課題として行政運営に活かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日定例会が閉会となり、年の瀬もいよいよ押し迫ってまいりました。今年1年を振り返りますと、3月に本町の「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げて以来、地方創生に関する地域消費喚起・生活支援型事業といたしまして、プレミアム付商品券及び物産展販売商品の30%割引を初め地方創生先行型事業といたしまして、地方版総合戦略の策定や少子化対策事業などを実施したほか、地方創生への効果的な取り組みについて幾度となく議論を重ねた年でありました。

このような中で現在、新年度予算の編成作業にも取り組んでいるわけですが、引き続き第五次総合計画をもとに地方版総合戦略の事業費を盛り込んだ予算といたしまして、地域の特性と実情に応じた施策を展開していけるよう努力してまいり所存であります。

寒さも日を追って厳しくなってまいりましたが、議員各位には町政発展のため、引き続きご指導、ご支援のほどお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

## ○閉会の宣告

○議長（福田正司君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日から本日までの8日間にわたり平成27年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

今定例会においては、5名の議員による一般質問や企業団議会議員の選挙を初め町長提案の協議、条例、補正予算など十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。この中で新たに条例制定となりました選挙公報の発行については、議会から町当局及び選挙管理委員会へ要望した事項であり、ご対応いただきまして心より感謝を申し上げます。

さて、今年の出来事に目を向けますと、水害の脅威を改めて痛感させられた年でありました。9月に発生した関東・東北豪雨における常総市の大水害は、利根川を抱える本町においても起こり得る災害であることを強く肝に銘じ、早急に対策を講じていく必要があります。町民の安全安心のため、町防災体制のなご一層の強化をお願いする次第であります。

また、議会におきましては、今年で3回目となる議会報告会を開催し、議会の活動報告や町民皆様からのご意見を伺いました。町民にとってより身近な議会となるよう、住民の声を町政に反映させる議会運営に努めてまいりたいと思います。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びになりますが、今年も残すところあとわずかとなり、寒さも一段と厳しさが増す時期でござい

ます。皆様方におかれましては、ご健勝にて新年を迎えられますことを心よりご祈念申し上げ、平成27年第4回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時07分）



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成28年 月 日

千代田町議会議長 福 田 正 司

①署名議員 野 村 智 一

②署名議員 高 橋 祐 二